

# 官報

号外 昭和三十七年三月九日

## 第四十回 衆議院會議録 第二十二号

昭和三十七年三月九日(金曜日)

議事日程 第十九号

昭和三十七年三月九日

午後二時開議

第一 日本固有の北方領土回復に  
関する決議案(福田一君外十名  
提出)

(委員会審査省略要求案件)

第二 沖繩及び小笠原諸島におけ  
る施政権回復に関する決議案  
(福田一君外十名提出)

(委員会審査省略要求案件)

第三 自治省設置法の一部を改正  
する法律案(内閣提出)

第四 文部省設置法の一部を改正  
する法律案(内閣提出)

第五 民法の一部を改正する法律  
案(内閣提出)

第六 建物の区分所有等に関する  
法律案(内閣提出)

第七 訴訟費用等臨時措置法等の  
一部を改正する法律案(内閣提  
出)

第八 森林法の一部を改正する法  
律案(内閣提出)

第九 簡易保険郵便年金福祉事業  
団法案(内閣提出)

第十 医療金融公庫法の一部を改  
正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 日本固有の北方領土回  
復に関する決議案(福田一君外  
十名提出)

日程第二 沖繩及び小笠原諸島に  
おける施政権回復に関する決議  
案(福田一君外十名提出)

日程第三 自治省設置法の一部を  
改正する法律案(内閣提出)

日程第四 文部省設置法の一部を  
改正する法律案(内閣提出)

日程第五 民法の一部を改正する  
法律案(内閣提出)

日程第六 建物の区分所有等に関  
する法律案(内閣提出)

日程第七 訴訟費用等臨時措置法  
等の一部を改正する法律案(内  
閣提出)

日程第八 森林法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出)

日程第九 簡易保険郵便年金福祉  
事業団法案(内閣提出)

日程第十 医療金融公庫法の一部  
を改正する法律案(内閣提出)

午後二時十九分開議  
○議長(清瀬一郎君) これより会議を  
開きます。

日程第一 日本固有の北方領土回  
復に関する決議案(福田一君外  
十名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○議長(清瀬一郎君) 本日の日程第一  
については、提出者より委員会の審査  
省略の申し出がございませぬ。この申し  
出の通り決するに御異議ありません  
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認  
めます。

日程第一、日本固有の北方領土回復  
に関する決議案を議題といたします。

日本固有の北方領土回復に関する  
決議案

右の議案を提出する。

昭和三十七年三月八日

提出者

福田 一 佐々木秀世

鈴木 正吾 塚原 俊郎

久野 忠治 床次 徳二

周東 英雄 柳田 秀一

下平 正一 前田榮之助

佐々木良作

賛成者

江崎 真澄外二十六名

日本固有の北方領土回復に關す  
る決議

政府は、日ソ共同宣言及び松本・  
日本国全権とグロムイコ・ソ連邦外  
務次官との間の往復書簡に基づき、  
なるべくすみやかに領土問題を含む  
平和条約締結に関する交渉をソ連邦  
政府との間に開始し、懸案になつて  
いるわが国固有の領土である北方領  
土問題を解決し、これをわが国に復  
歸せしめるより最善の努力を払い、  
わが国民の総意にこたえるべきであ  
る。

右決議する。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁  
明を許します。前田榮之助君。

〔前田榮之助君登壇〕

○前田榮之助君 私は、ただいま上程  
されました自由民主党、日本社会党、  
民主社会党の三党共同提案の日本固有  
の北方領土回復に関する決議案の趣旨  
説明を行ないます。(拍手)

まず、案文を朗読いたします。

日本固有の北方領土回復に關す  
る決議案

政府は、日ソ共同宣言及び松本・  
日本国全権とグロムイコ・ソ連邦外  
務次官との間の往復書簡に基づき、  
なるべくすみやかに領土問題を含む  
平和条約締結に関する交渉をソ連邦  
政府との間に開始し、懸案になつて  
いるわが国固有の領土である北方領

土商榷を解決し、これをわが国に復  
歸せしめるより最善の努力を払い、  
わが国民の総意にこたえるべきであ  
る。

右決議する。

〔拍手〕

さきに鳩山内閣のもとにおいて日ソ  
共同宣言が成立し、これによってわが  
国はソ連との国交を正常化した。ま  
た。その後、両国の間の経済、文化の  
交流は次第に拡大し、その関係が密接  
の度を加えつつあることは喜ぶべきこ  
とであります。しかしながら、なお日  
ソ兩國の間には平和条約がまだ締結  
されず、そのため、両国の全面的な経  
済の発展、北洋漁業の安定と近海の安  
定操業などの懸案には大きな暗影が投  
ぜられており、関係者の受ける影響は  
きわめて深刻なものがあります。こと  
に、近海操業については、ソ連側にお  
いても日ソ共同宣言の趣旨を尊重し  
て、北洋漁業の安定をはかるべく誠意  
ある処置をとるべきであると信じま  
す。

しかるに、わが国を取り巻く国際環  
境は依然として緊張を続けており、わ  
が国の国際的地位はなお安定しないま  
まであります。本員のまことに遺憾  
とするところであります。このような  
情勢が生じた原因は、北方領土の帰属  
に關し、日ソ兩國間に意見の一致が見  
られないところにあります。

もともと北方領土はわが国本来の固  
有の領土であり、(拍手)侵略によつてこ  
れを取得したものではありません。こ  
れらの北方領土をソ連に引き渡すこと  
を認めたと称するヤルタ協定は、戦時  
中の秘密協定であつて、わが国の関知  
しないところであります。(拍手)従つ  
て、わが国といたしましては、ヤルタ  
協定には何ら拘束を受けるものではな  
いのであります。(拍手)ゆえに北方領  
土は当然わが国に帰属すべきものであ  
ります。しかし、現在北方領土は事実  
上ソ連の支配下にあつて、これをわが  
国に復歸させることは容易ならざるこ  
とであります。わが国はソ連とは社会  
制度を異にいたしております。しか  
し、それは兩國の間に安定した平和関  
係を維持することを何ら妨げるもので  
はありません。(拍手)従つて、日本と  
いたしましては、ソ連との間にすみや  
かに平和条約を締結し、兩國の関係を  
安定させることを強く希望しているわ  
けであります。(拍手)

この基本的態度を堅持する限り、ソ  
連との話し合いによつて、わが国固有  
の領土である北方領土の復歸を実現す  
ることは可能であります。そしてま  
た、これのみが北方領土の復歸を実現  
させるただ一つの実際的方法でありま  
す。日米安保条約と中ソ同盟条約とが  
真正面から対立している現状のもとに  
おいては、どんな問題でも、もしそれ  
を力の行使によつて解決しようとする

ば、それは直ちに破局的な戦争をもた  
らすだけで、問題の解決にはならない  
ことは万人の目に明らかであります。  
(拍手)従つて、北方領土問題につい  
ても、これを解決する道は、平和的な話  
し合いよりほかはありません。  
昨年秋、わが国において北方領土問  
題がやかましく論ぜられた際、ソ連側  
は、北方領土は経済的には大して価値  
がないが、軍事的に重要であることを  
指摘いたしております。これは現在北  
方領土問題の持つ性格をいみじくも表  
現しているものであると申せましょ  
う。これは日米安保条約と中ソ同盟条  
約との存在が、北方領土問題に対して  
大きな影を投げかけていることを雄弁  
に物語つております。(拍手)われわれ  
は、この現実を直視することによつ  
て、この問題への解決へ一歩前進する  
ことができまます。この現実を無視し、  
いたすらに反ソ感情をおおることによ  
つて、北方領土が返つてくるること  
くに説く者がありとすれば、それは國  
民の間に無責任な幻想を振りまくもの  
といわざるを得ないのであります。

〔拍手〕

各政党の間には、日本のとるべき外  
交方針について意見を異にしている向  
きもありませんが、しかし、自民党政府  
が、わが国の平和と安定のために具体  
的な方策をとるときは、社会党におい  
てもこれを支持することにやぶさかだ  
ないのであります。(拍手)日ソ共同宣

言の成立に際し、各党がこれを積極的  
に支持し、ついに、全会一致によつて  
これを承認したという事実は、その最  
もよい例であります。(拍手)

〔拍手〕

われわれは、自民党政府が、平和共  
存の原則に基づく日ソ関係の安定と発  
展のために積極的な方策を進めるな  
らば、喜んでこれを支持いたします。  
われわれは、北方領土問題につい  
ても、政府がこのような合理的、現実的  
な立場から、ソ連政府と直ちに交渉を  
開始し、平和条約を締結することを強  
く要望いたします。こうすることに  
よつて、兩國の間の諸懸案も円満に解  
決され、兩國の關係も安定し、ますま  
す緊密の度を加えることとなるのであ  
ります。

これは互いに隣国であり、今後も永  
久に隣国として交際していかなければ  
ならないわが国とソ連とのために、と  
もに好ましいことでもあります。切に政  
府の努力を望んでやみません。  
何とぞ、諸君の熱意を込めての御賛  
成をお願いいたします。私の本決議  
案の趣旨説明を終わりといたします。

〔拍手〕

○議長(清瀬一郎君) 討論の通告が出  
ておりますから、これを許します。  
佐々木秀世君。  
〔佐々木秀世君登壇〕  
○佐々木秀世君 ただいま上程せられ  
ました自民、社会、民社三党共同提案

にかかると、日本固有の北方領土回復に  
關する決議案につき、私は、三党を代  
表して賛成の討論をなさんとするもの  
であります。(拍手)

〔拍手〕

北方領土問題につきましては、諸君  
御承知のごとく、本院におきまして  
も、すでに昭和二十六年三月三十一  
日、第十回国会の決議を初めとして、  
過去数度にわたり同趣旨の院議がなさ  
れてきていたのであります。しこうし  
て、それら院議に基づく政府の努力に  
もかわらず、今日なおこれが実現を  
見るに至っていないことは、全国民の  
ひとしく失望と遺憾にたえないところ  
でございます。(拍手)

先ほどの提案理由中にもありました  
ごとく、齒舞島、色丹島は、古くから  
地理的にも行政的にも北海道の一部で  
あり、しこうして、国後、択捉の兩島  
もまた、日本固有の領土であること  
は、疑うことのない明瞭な事実でござ  
います。すなわち、齒舞、色丹の諸島  
は、サンフランシスコ平和条約によつ  
てわが国が放棄するに至つた千島列島  
にすら含まれていないものでないこと  
は、同条約會議における各国全権の発  
言、さらには同条約に署名を拒否した  
ソ連みずからが、その後、日ソ共同宣  
言の中で、それらの諸島をわが国に引  
き渡すことを約束している事実からし  
ても、一点疑う余地もない明瞭な事実  
でございます。また国後、択捉兩島  
は、有史以来、かつて一度もいかなる

外国の主権のもとにあった事実はなく、また、日本人以外のいかなる外国人も定住したことのなかった日本固有の領土であります。このことは、従来の各種の条約の内容、たとえば、一八五五年の日魯通好条約や、一八七五年の樺太千島交換条約のいづれを見ましても、いわゆる千島列島とは、得撫島以北の十八島のみをさし、択捉、国後、面島については、ことさらにこれを除外している点からいたしました。また、ことに明瞭な事実と申さなければなりません。(拍手)主権の及ぶ範囲を四大島及びその付属小島嶼に制限されながら、この狭い領土に九千余万という膨大な人口をかかえるのが国にとりましては、それがわが国固有の領土として、国民の生存及び経済の自立にとつて貴重な一部であります以上、寸土たりといえどもこれを失うことは、何ごともかえがたい損失であると同時に、これを不当に占拠するものを黙過し、返還の主張を怠るようなことは、道義的にもまた国民感情の上からも、断じて許すべからざることでございませぬ。(拍手)

ことに、これら諸島は、その地理的環境からするならば、暖流、寒流の交流するところとして、古来からサケ、タラ、マスなどの魚類のほか、カニ、帆立貝、その他海藻類など、豊富な水産資源獲得の有数の根拠地であり、ことに、コンブにおいては北海道全道の

取獲高の過半を占めていたのであります。これを失うことによつてこうむるわが国の経済的損失は、はかり知れないものがあるものでございませぬ。(拍手)さらに、私は、これら諸島を地理的、行政的にその一部とする北海道五百万道民の、ひたすらこいねがう諸島返還の心情は、終戦後数年を経ずして、これら北方領土の返還要求期成同盟が結成せられ、これを通じて、五百万道民一丸となつて、これが実現への努力を休むことなく、中央に訴え続けられていゝのであります。

さらに加えて、この中には、これらの島々に生を受け、これらの地を祖先伝来の墳墓の地として、自己の全生活の場と定めて幾層霜を経てきた人々が、終戦と同時にソ連軍に占領されることとなつたがために、北海道本土に引き揚げるのやむなきに至つたのでございませぬ。しかして、これら諸島の数多い住民たちが、今日もお肉親の骨の埋もれるかの地に帰つて生業につけることを、ただ一つの希望として、生活と戦いながら、その日のくるのを一日千秋の思いで待ちわびつつ発する悲痛な叫びを、私どもは無為に聞き捨てることはできないのであります。(拍手)

定によつて千島列島がソ連に引き渡されたこと、しかして、齒舞、色丹がこれに含まれることを主張し、あるいははまた、一昨年一月のグロムイコ覚書以来、日本より外国軍隊が撤退しなければ、平和条約を結んでも齒舞、色丹を引渡さないなどというがごときは、大國ソ連の態度とも思われず、まことに言語道断といわなければなりません。(拍手)ソ連のいうこのヤルタ協定の秘密協定であり、わが国がこれに拘束される何らの法的根拠もないことは明らかであります。加えて、協定中にいう千島列島そのものにも齒舞、色丹が含まれていないことは、先ほど述べた通りであつて、いづれの点からするも、われわれは断じてかくのごときソ連の主張を認めるわけには参りませぬ。と同時に、明らかに日ソ共同宣言の明文に違反するばかりか、内政干渉のそしりさえ免かれぬ、不当なる詭弁といわざるを得ないと存じます。(拍手)

にもかかわらず、ソ連は現在に至つて、あるいは昭和二十年三月、米英ソ三国間で秘密に結ばれましたいわゆるヤルタ協定を引き合ひに出し、この協

ことは万人の知るところでございまして、これら地域の領土権の最終的帰属は未決定のままに残されているのであります。従つて、その帰属いかんは、将来関係国間において国際的に定められて初めて法的妥当性を与えられるものであることからすれば、同条約に調印してないソ連が一方的に権利を主張し得ないことは、けだし当然のことでありませぬ。従つて、その場合、わが国は、千島列島についてもなお領土返還の請願をなすべき余地があるものと考えられるのであります。(拍手)

現在、すでに日ソ両国間は、日ソ共同宣言によつて戦争状態の終了を見、正常な国交も回復されているのであります。領土問題のみ未解決のため、日ソ平和条約が締結されるに至つていないのはまことに遺憾といわねばなりません。われわれは、ソ連がこれらの

わが国固有の北方領土の返還に応ずるならば、直ちに日ソ間の平和条約を締結することを心から望むものであります。わが国の北方領土に関する主張は、自明の理に基づく当然の権利主張として、さきにも述べましたごとく、数次にわたる国会の決議を通じて、あるいはまた、最近たび重なる池田・フルンチョフ往復書簡等により、公正妥当な意思表示を宣明してきていゝのであります。この際、政府は、日ソ共同宣言を忠実に守り、相互の主権尊重と内政不干渉の原則のもとに、両国の平和と友好及び協力関係の増進に努めつつ、領土問題を含む平和条約の締結に関する交渉をすみやかに開始するために、あらゆる可能な手段を尽くすべきであると考えます。また、事態を直視し、なつかしい故郷の成り行きを思い、これら諸島への復帰を待ち望む多数の引揚者及び固有の領土回復を悲願とする日本国民の要望にこたえ、これに対する深い理解と同情の上に、過去の行きがかりを捨てて、これら諸島返還の一日も早い実現のために、誠意のある解決を示されるよう、特にソ連政府に対して強く訴えるものであります。(拍手)

わが政府も、またかつてのこれら諸島住民の悲痛な悲願の声を声とし、全国民一丸となつての強力なる国民世論を背景として、わが国固有の領土である

昭和三十七年三月九日 衆議院會議録第二十二号 日本固有の北方領土回復に関する決議案 沖繩及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議案

齒舞、色丹、国後、択捉などの北方領土に対する正当な権利をあくまで主張し、これが返還のすみやかなる実現によつて、日本領土本来の姿に回復され、もつて、日本国民の総意にこたえられるよう、最善の努力を払われんと強く要望しつつ、日本固有の北方領土回復に関する決議案に對しまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。

よつて、採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。(拍手)

この際、内閣総理大臣及び外務大臣から発言を求められております。よつて、順次これを許します。内閣総理大臣池田勇人君。

〔内務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) ただいまの御決議は、わが国固有の領土の返還を実現し、すみやかに日ソ間の平和条約を締結することによつて、兩國間の關係をより正常な、また明るいものにしたといふ国民各位の強い要望の表現であり、これが実現のためには、政府の一その努力を要望された御聲援の言葉であると解するのであります。

本件の実現にはなお幾多の困難は予想されますが、政府といたしまして

は、国民各位の御期待に沿うべく、今後とも最善の努力を尽くす所存であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 外務大臣小坂善太郎君。

〔内務大臣小坂善太郎君登壇〕

○国務大臣(小坂善太郎君) ただいまの御決議に對しまして、政府の所信を申し述べます。

ソ連との平和条約の締結につきましては、わが国北方領土の問題をめぐつて、領土問題は解決済みであるとするソ連と、国後、択捉兩島を固有の領土としてその復帰を主張するわが方の主張が對立しておりますため、いまだ実現の運びに至つていないことは、御承知の通りであります。

政府としましては、領土問題に関するソ連の主張は、法的見地からも、また歴史的事実に徴しても、とうてい容認し得ないものでありますので、従来とも累次にわたりました池田総理大臣よりフルシチョフ首相あて書簡を通じ、あるいは対ソ覚書等により、ソ連の誤りを是正することに努力して参りました。領土問題は、われわれの祖先並びに子々孫々にまつわる重大な問題でありますので、ソ連との交渉に際しましては、いたずらにあつてはならないと存じます。そのためにも、政府としては領土問題に関する國論を統一し、挙国一致して、忍耐

強くわが方の立場の正当性を主張し、ソ連政府の説得に成功するまで努力を続けたいと考えております。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二につきまして、提出者より委員会の審査省略の申し出があります。この申し出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第二、沖繩及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議案を議題といたします。

沖繩及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議案  
右の議案を提出する。  
昭和三十七年三月八日  
提出者  
福田 一 佐々木秀世  
鈴木 正吾 塚原 俊郎  
久野 忠治 床次 徳二  
周東 英雄 柳田 秀一  
下平 正一 前田榮之助  
佐々木良作  
賛成者  
江崎 眞澄外二十六名

沖繩及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議案  
本院は、すでに過去三回にわたり沖繩及び小笠原諸島の施政権返還の決議を行なつてきたが、いまなおその実現をみていないことは、はなはだ遺憾である。

われわれは、沖繩立法院の決議並びにその他の決議にしばしば表明された住民の日本復帰に関する強い願望にこたえ、沖繩並びに小笠原諸島の施政権復歸についてこの際政府が最善の努力を払うべきことを強く要望する。

右決議する。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。床次徳二君。

〔床次徳二君登壇〕  
○床次徳二君 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党並びに民主社会党の共同提案にかかる沖繩及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議案につき、提案者を代表いたしまして、提案の趣旨を御説明いたします。(拍手)

まず、決議案の案文を朗読いたします。沖繩及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議案  
本院は、すでに過去三回にわたり沖繩及び小笠原諸島の施政権返還の決議を行なつてきたが、いまなおそ

の実現をみていないことは、はなはだ遺憾である。  
われわれは、沖繩立法院の決議並びにその他の決議にしばしば表明された住民の日本復帰に関する強い願望にこたえ、沖繩並びに小笠原諸島の施政権復歸についてこの際政府が最善の努力を払うべきことを強く要望する。

右決議する。

〔拍手〕  
以上であります。

沖繩及び小笠原諸島の施政権の可及的すみやかなる復歸は、八十八万沖繩同胞及びわが国民の総意であります。すでに本院においても、過去三回にわたり、その趣旨の決議をいたしましたのでありますが、いまだにその実現を見ぬことはまことに遺憾とするところであります。

もとより沖繩、小笠原諸島に関しては、昭和三十三年六月、岸・アイク共同声明において、施政権返還に対する日本国民の深甚な希望を強調するとともに、潜在主権を有する日本国の立場を再確認し、米合衆国大統領は、これらの諸島の住民の福祉を増進する政策を継続することを述べ、その後施政は著しく改善の道をたどり、わが国からの協力も逐次強くなるようになつたのであります。

さらに、昨昭和三十六年には、池田・ケネディ共同声明において、日本

が潜在主権を有することを再確認するとともに、日米協力による住民の福祉増進に努むることを表明し、米國は、沖繩住民の安寧と福祉増進のため一そら努力を払ふ旨を確言し、さらに、その努力に対する日本の協力を歓迎する旨を述べ、日本は、その目的のため、米國と引き続き協力することを確言しております。ここにいわゆる日米協力による沖繩の新時代を招来したのであります。その結果として、日本國旗の掲揚、教育内容充実化のための本土よりの協力、沖繩労働立法の改正による労働者の立場の改善等を行なうほか、新三十七年度においては、わが國政府は、母國としての立場から、三十六年度に倍加し、総額十億円余に達する沖繩援助費を計上し、さらに日米協力して民生、産業、教育等の発展に資し、沖繩を本土の眞並みに向上発展せしめることを期しておるのであります。

池田・ケネディ共同声明に基づき、米大統領の命を受けたケイセン調査団は昨年現地調査を完了し、近くその報告書が提出される段階になっております。われわれは、これに基づく米國の沖繩に対する新政策に多大の期待をいたしておる次第であります。わが國とじてこれを契機に、今後さらに一そらの援助拡大に努め、もつて、復帰に備えんとするものであります。しかしながら、今次の大戦によつて、多大の戦禍をこうむつた沖繩の民

生や産業がいかに向上いたしましたし、もと、戦後十数年を経た今日、なお米國の施政権のもとに置かれていたる現地の同胞の苦悩は、察するに余りあるものがあります。あらゆる機会において現地において表明せられていたる自治権の拡大の要求、母國國政に参加の要請等、熱烈なる祖國復帰の願望は、われわれの心から同情を禁じ得ざるものがあります。

今回、琉球立法院において決議せられた施政権返還に関する要請決議等の論拠については、われわれのわかに同意しがたいものであります。母國より分離せられ、他國の支配下にある沖繩同胞の復帰に対する熱烈なる願望については、われわれ國民のひとしく理解し、同感するところであり、われわれの復帰実現に対する決意を一そら強固ならしめるものであります。そもそも沖繩及び小笠原諸島は、國際緊張が緩和せねば復帰の実現が困難であるといわれておりますので、われわれは、将来において國際緊張の緩和に一そら努力するとともに、その間に成に遺憾なくしめる対策を講じつつ、かつ沖繩經濟の開發、住民の福祉と生活の向上を促進し、もつて、可及的すみやかに住民の願望である祖國日本への復帰を実現するの方途をとることが肝要であると存じます。それはま

たわれわれ國民の重大なる責務であると存じます。

元來、沖繩の本土復帰は、日米兩國の間の特殊な問題として、兩國の友好親善の基礎の上に解決せらるべきものであります。現在まで日米兩國のとりつつある手段、方策は、必ずしも十分であつたとはいへませんが、決して、誤つておつたものとは考えられません。今後沖繩に対しては、産業、民生、文化を一そら發展促進せしめつつ、もつて、可及的すみやかなる復帰の実現に努力しなければなりません。かくてこそ眞に日米兩國の友好と親善を確保し、沖繩同胞の熱望と國民の悲願にこたへることができるのであります。ここに政府に対し一そらの努力を要する次第であります。

なお、この際、小笠原諸島の同胞の歸島に対しても、一日も早くその実現を見らるるより、最善の努力を払われんことをあわせて要するものであります。

以上の趣旨によりまして、ここに本決議案を提案いたしました次第であります。何とぞ滿場の諸君の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 討論の通告が出ております。順次これを許します。松本俊一君。

〔松本俊一君登壇〕

○松本俊一君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました決議案に対して、賛成の意を表するものであります。(拍手)

沖繩及び小笠原諸島の施政権の可及的すみやかなる復帰は、九十萬沖繩同胞の悲願であり、また小笠原島民の悲願でもあるのでございまして、わが國民はあげてこれを熱望しておるところでございます。(拍手)しかしながら、戦後十数年になりまして、いまだその実現を見ないことは、われわれといたしましてまことに遺憾といたすところでございます。(拍手)沖繩及び小笠原諸島の領土権につきましては、御承知の通り、サンフランシスコ平和条約第三条におきまして、アメリカはこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有する旨を規定しているのとどまりまして、同条約第二条において日本が放棄した領域には入っていないのでございまして、従つて、わが國は同条約において、沖繩及び小笠原諸島に対する領土権を放棄した次第ではないのでございまして、サンフランシスコにおける講和會議において、アメリカ代表でありました故ダレス氏は、同条約第三条を説明して、わが國が沖繩に対して残存主権または潜在主権を保有する旨の発言を行なつております。またイギリス代表の

ヤンガー氏も、沖繩及び小笠原諸島に關しては、この条約においてこれらの諸島を日本の主権の外に置いておらないう旨を明確に述べておるのでございまして、これに対して日本の吉田全權は、これらの諸島の領土権が日本に残されておるといふアメリカ及びイギリス兩全權の発言は、日本國民のすべてが満足するところでありまして、日本國民の名において多大の喜びをもつて了承すると申されたのであります。そうして、アジアの平和と安定がすみやかに確立されまして、これらの諸島が一日もすみやかに日本國の行政のもとに復帰することを期待する、と述べられたのでございまして。

沖繩及び小笠原諸島はわが國の領土であることは、かくのごとく平和条約上明確でありまして、わが國が潜在主権を有しておるといふことはもとより當然のことでございます。従つて、アメリカは、日本の同意を得ずしてこれらの諸島の法的性格を変更するような処分を行なうことはできないのでございまして、アメリカを唯一の施政権者とする國連の信託統治に付することにつきましては、同平和条約第三条で日本は同意いたしておりますが、アメリカがこれらの諸島の施政権を放棄する場合には、その施政権は當然に日本に帰属することになり、そのとき初めて沖繩及び小笠原諸島が完全に日本に復帰す

ることとなるのであります。この場合は、平和条約を改定することなく、奄美大島の復帰の場合と同じく、日米間の合意によって行なわれるものであると考えられます。しかし、アメリカは、沖縄及び小笠原諸島を国連の信託統治に付する意図はないこと、及び極東における緊張が緩和された暁には、これらの諸島を日本に返還する旨をしばしば言明いたしております。現在の世界及び極東の情勢をながめるときに、いまだその緊張が緩和されていないことはわれわれのまことに遺憾とするところでございます。そのため、おむを得ず、沖縄及び小笠原諸島は、いまだアメリカの施政権下に置かれておるのであります。今後、われわれは、世界及び極東の緊張緩和に全力を注ぎ、もって、その施政権の可及的すみやかなる復帰に一そうの努力を払うこととは、われわれ国民の重大なる責務と考え、従来よりこれが復帰実現の方途を講ずることを政府に要望して参つたのであります。

去る昭和三十三年六月、岸・アイク共同声明において、日本がこれら諸島に対する潜在主権を有することを再確認し、これら諸島の同胞の福祉を増進し、その経済的及び文化的向上を促進する旨を述べております。さらに、昨昭和三十六年六月、池田・ケネディ共同声明において、これら諸島がアメリカの施政権下にあると同時に、日本が潜在主権を保有する沖縄及び小笠原諸島の同胞の安寧と福祉を増進するたために、一そうの努力を払うこと、及びこの目的のため、日米両国が引き続き協力する旨を確言しております。ここにいわゆる日米協力による沖縄の新時代を招来し、わが国と沖縄との関係はますます緊密となり、その将来に大きな希望が持てるようになって参りました。

わが国と沖縄との関係につきまして、従来から沖縄同胞に対して、わが国の憲法、戸籍法及び恩給法等の属人的法律がすでに実施されております。また、池田・ケネディ共同声明を契機に、沖縄に日本国旗が掲揚されることになりましたことは、まことに慶賀にたえないところでございます。(拍手)また、教育内容の充実のため、本土よりの大学教授及び教育指導員の派遣並びに沖縄教員の研修及び学生の留学等、本土よりの協力が行なわれております。わが国政府の沖縄に対する援助は、昭和三十六年度より飛躍的に改善され、昭和三十七年度予算においては前年度に倍増し、総額十億円に上る援助費を計上いたしておるのであります。

かくのごとく、沖縄の本土への実質的復帰の準備は着々進められておるのであります。ケネディ大統領の命を受けたケイセ調査団は、昨年現地調査を完了いたしました。その報告書が提出されたことと考えられます。われわれは、これに基づきアメリカの沖縄に対する新政策に多大の期待をいたしておりました。教日中に日本政府に対し、沖縄問題に関する若干の提案をするつもりであることを明らかにいたしました。しかも、その内容といたしまして、援助の拡大や自治権の拡大を含むと報道されておりますことは、われわれにとりましてまことに明るい希望をもたらしものと申さざるを得ません。

今次の大戦によって多大の戦禍をこうむりました沖縄の民生や産業がいかに向上いたしましたも、戦後十数年間を経た今日、なおアメリカの施政権のもとに置かれている現地同胞の苦悩は、まことに察するに余りあるものでございます。あらゆる機会において、現地において表明せられておる自治権の拡大の要求、母国国政に参加の要請等、熱烈なる祖国復帰の願望は、われわれの心から同情を禁じ得ないところであります。母国から分離せられ、他国の支配下にある沖縄同胞の復帰に対する熱烈なる願望については、われわれ国民のひとしく理解し、同感するところであります。その意味におきまして、ただいま議題となりました決議案に衷心賛成の意を表するものでございます。なほ、郷土を追われて十数年、いまだ帰郷を許されておられません小笠原島民の苦境に対しては、衷心同情を禁じ得ないものがあります。一日も早くとりあえず帰郷が許され、最後のには沖縄とともに施政権を回復されることは九千島民の悲願でございます。よって、政府は、小笠原島民の帰郷についても最善の努力を払われんことを要望するものであります。(拍手)

議長(清瀬一郎君) ただいまの松本君の発言中、もし不穩当の言辭が有りますならば、速記録を取り調べの上、適当に処理いたします。

帆船計君

帆船計君登壇

帆船計君 私は、ここに日本社会党を代表いたしました。沖縄及び小笠原諸島における施政権回復共同決議案に心からなる賛意を表するものであります。

終戦すでに十七年になりますのに、わが沖縄八十八万の同胞は、終戦直後の占領下ながらの境涯に苦しんでおるのであります。(拍手)三権のごとく米軍の手に握られ、琉球立法院といひ、行政府といひも、ただ名のみでありまして、その実権はことごとくアメリカ政府の任命する高等弁務官の権限に握られ、言論、集会、出版、思想の自由はもとより、本国との往來の自由すら極度に制約されておる実情であります。たとえは社会保障審議会会長大内兵衛博士、自由主義的評論家中野好夫教授さえ、単に進歩的たることを理由に、沖縄視察旅行の旅券さえ交付されない実情にあるのでございませぬ。(拍手)今日沖縄の少女が無知なる米軍兵士の暴行を受け、これは由美子ちゃん事件というて、まことに悲惨の限りの事件であります。あるいはまた路傍に遊ぶ子供たちが米軍ジープにひき逃げされました。沖縄市民には、治外法権のもと、裁判の権利すら与えられていないのでございます。(拍手)沖縄の同胞は、みずからの本土のことを祖国となつかしみ、一瞬一刻も早く祖国への復帰を渴望しているのでございます。

そもそも、沖縄が日本本土から引き離されるに至りましたいきさつは、言うまでもなく、サンフランシスコ平和条約第三条によるものであります。當時インド政府は、アメリカに対し、沖縄が日本固有の領土であるのに、アメリカ軍が占領政策を半永久化しようとするのは不当ではないかと警告し、また沖縄占領は、今後日本とアメリカとの間に重大なる不和の種をまくであろうと警告して、ついに、サンフランシスコ条約に調印しなかつた事情は周知のことでございます。(拍手)おそらく

インドは、過去において植民地支配の塗炭の苦しみを知るがゆえに、日本に

対してかくも理解ある良心的態度に出たものであることを思うとき、感謝の念をもって当時を思い起こすのでござ

います。このインドの発言に対し、ダレス・アメリカ代表は、沖縄はやがて

関連の信託統治に移す見通しのもとにしばらく占領を続けるのであって、こ

のことをインド代表は理解しないのかと反論し、諸国代表の疑惑をなだめる

ことに努めたのでございませう。すなわち、当時ダレス代表は、沖縄はやがて

信託統治に移すが、それまでの暫定期間だけやむなく占領を継続するという

名目で、諸国民を納得せしめたものの、関連信託統治のもとでは、特定国の

の軍事基地を置くことは許されないこととは明瞭でありますから、初めから占

領を継続するつもりであって、関連信託統治に持つていく気持などはござい

つもなかつたことは明らかである、外交専門家たちはござってこのことを

指摘しておるのでございませう。(拍手)これらの経過をひもとけばひとく

ほど、まことに不法にして不当、陋劣なる手段によつて沖縄がわれらの手か

ら奪われたことを、諸君とともに痛感いたすものでございませう。(拍手)戦

敗れたとはいへ、沖縄八十八万の同胞は、他国の支配を必要とするほど無知

もろまいの民でもなく、また無自覚な

る市民でもありません。沖縄同胞は、目前は貧しくとも、正しく清く子供た

ちの未来に希望ある自立の生活を求め、心冷たき他国支配から解放され、

平和憲法下の祖国のふところに復帰を求めぬの訴えは、身売りされた不幸な

妹を思う兄の思いのごとくにも、切切として私どもの胸を打つものがある

のでございませう。(拍手)しかるに、最近に至りまして、世界の

世論は、ゴア、西イリアンの解放を初め、植民地解放のあらしは怒涛のご

とく、民族の自決を求めるの叫びがよきよ強き、さらにこれに呼応して沖縄同

胞の施政権返還、祖国復帰を求めるの叫びは、あるいは国民大会となり、あ

るいは立法院決議となり、沖縄の島々を熱風のごとく席卷いたしておるので

ございませう。この国民の声、世界の世論に押されて、アメリカ國務省当局の

一部に若干の反省の色があるやに見受けられますことは、諸兄とともに御同

慶の至りでありませうが、それが単に見せかけの譲歩にとどまり、事の本質た

る施政権の返還には、ごうも触れるところなく、ただ国旗の形式的掲揚、教

育振興費並びに特需、民需、経済援助の増額等にとどまるものであるとする

ならば、日本国民としては不満の上もないことではございませう。(拍手)本日

伝えられるアメリカ國務省の譲歩案というものについて見ますと、単に見せ

かけの譲歩によつて目前を糊塗し、逆に占領政策を永久化しようとする危険

性なきや、良識ある与党の各位とともに、私たちは、十分なる警戒と検討を

要するものであることを痛感いたす次第でございませう。(拍手)一体、アメリカ政府は、沖縄住民の

ことを何と心得ておるのでありませうか。沖縄八十八万の市民はわれらの

同胞であります。沖縄同胞に対する外からの侮べつは、われら自身に対する

侮べつであり、沖縄同胞の心の痛みは、そのままわれらの心の痛みでござ

います。戦勝の余勢に乗じて他国の領土への軍事占領政策を継続し、その住

民の自由と人権をじゅうりんと、何の自由国、何の同盟国、何の友好国ぞ

やと言いたいほどの思いがいたすのでございませう。(拍手)それでは、万が一

にも、国際連合総会の席において、アジア・アフリカ諸国のうちの、一国か

ら、アメリカがこのまま沖縄住民の意思に反し、たつて占領政策を続けるな

らば、実質的には侵略国の疑いがあるなどと提訴されましたも、アメリカは

何と弁解できるでありませうか。いずれの国の軍人もそうでありませう

に、とかく職業軍人というものは、視野狭小にしてものわかりが悪いもので

あることは定評でありますけれども、偏狭なる軍部と異なり、みずから自由

主義的教養を誇るアメリカ國務省に対

昭和三十七年三月九日 衆議院会議録第二十二号 沖縄及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議案

官報(号外)

れゆえ、アメリカの軍事評論家たちは、こぞつて、沖繩をもつて南太平洋の第二のアッツ島と呼んでいることは、まことに痛心のきわみでありませぬ。アッツ島は無人島でありますけれども、沖繩には、われら八十八万の同胞が住んでいることを忘れることはできません。かくて、沖繩をして再びひめゆりの塔たらしめることなきやうに、日本国民の憂国の熱意と党派を越えた切なる平和の願いをもちまして、沖繩の米軍支配からの全面的解放、施政権返還、祖国復帰を皆様にともに世界の公正なる世論に強く訴えまして、賛成のあいさつにする次第でございます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) ただいまの帆足君の発言中、もしその表現において不穩当の箇所がございましたら、速記録を議長が取り調べの上、適宜処置いたします。

内海清君

〔内海清君登壇〕

○内海清君 私、民主社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました沖繩及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議案に対し、賛成の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

語りまでもなく、沖繩及び小笠原諸島の施政権返還は、当該住民にとつてはもとよりのこと、日本国民全体を通

ずる長い間の切実な要求であり、悲願であります。それゆえにこそ、わが国の国会は、過去三回にわたつてこの返還要求決議を採択して参つたのであります。俗に仏の顔も三度という言葉があります。しかし、われわれが過去三回にわたつてこの種決議を行ないながら、いまだにわれわれの悲願が実現せず、今ここに四回目の決議を行なわなければならない事態を、深く遺憾とするものであります。(拍手)私は、この決議案を採択するに際して、まず、冒頭に、過去においてとり来たつた政府の無気力な対米交渉に対する強い反省と、今後の政府の責任の重大さについて、異常な熱意と誠意を喚起したいと思いますのであります。

わが党は、これまでわが国の完全な独立の完成と、沖繩住民等に希望と安心の生活を保障する唯一の道は、沖繩及び小笠原を一刻も早くアメリカの施政から解放し、日本の施政に切りかえることが必要であるとの見地に立つて、その祖国復帰の運動をだれよりも熱心に推進して参りました。このわれわれの運動は、一部に考えられているように、この問題を反米運動の一環として利用せんとするものとは全く性質を異にするものであることを、この際明らかにしておきたいと思つております。われわれの運動は、まぎれもなく、日本人である沖繩等住民をありの

ままに日本人として取り扱い、日本人であるならば、だれしもが享受し得る憲法上の権利と福祉を、政府の責任において保障する体制を確立するといふ、きわめて純粋な意図に基づいて行なわれているのであります。(拍手)

御承知のように、沖繩は日本の領土であります。そして、そこに住む沖繩県住民は日本語を語り、日本国籍を有する人々であります。そのような地位を持つ沖繩が、そして、そこに住む日本人である人々が、何ゆえ他国の施政下に、しかも、軍政という異常な生活環境の中で暮らさなければならぬのでありませう。これは、ひとえに敗戦という異常な状態のもので、これまでたきわめて変則的なサンフランシスコ条約が締結された結果によることは論を待たないところであります。しかも、その後における国際情勢の変化によつて、世界は米ソ二大勢力の対立を迎え、米國が沖繩を極東戦略の重要軍事拠点として使用するに至り、沖繩の變則的立場は、不幸にも半ば固定的状態になつてしまつたのであります。

われわれは、これらの事実を頭から否定しようとするものではありません。しかし、われわれは、また別の事実として、沖繩が明確に日本の領土であり、かつ、そこに住む住民が、日本への復帰を熱望しておるといふ事実をより深く認識する必要があります。その

の意味で、われわれは、単に前段の事実を強調することによつて、沖繩の現状をいたし方なしとするがごとき政府の態度には、絶対にくみすることはできません。なぜなら、国際情勢やアメリカの方針等について、われわれがごまごました配慮を行なう前に、日本国民の正当な利益を堂々と内外に主張することが、いかに大切なことであるかを痛感するからであります。(拍手)われわれの領土を、われわれの国民を、われわれの手に返せと主張することは、われわれの当然の要求であり、これこそ政府に課せられた最も重大な使命だからであります。しかし、この点に関するこれまでの政府の態度は、あまりにも無気力かつ無責任でありませぬ。政府は、国会答弁等において、沖繩の施政権の返還を要求していると強弁されているが、そのそばからキャラウエー発言等が飛び出して、沖繩に対するアメリカの施政は絶対的なものだから、あるいは沖繩住民の自治は現状で十分だとか、くぎをさされるがごときは、まことに醜態といわなければなりません。しかも、伝えられるところによれば、キャラウエー高等弁務官は、その後もなお記者会見において、沖繩の施政権返還を日本政府から正式に要請されたこととはないと断言しており、政府のこれまでの答弁と全く逆の発言を行なつていたのであります。その真偽

はともかくとして、このよ様な発言を沖繩施政の最高責任者である高等弁務官から言われるがごときは、わが國の対米追隨外交、自主性なき軟弱外交を示すものでなくして一体何でありませうか。(拍手)

われわれは、沖繩問題が今日ほど真剣に議論されたことはないと考えております。しかし、この真剣な議論は、決して政府の熱意と政府の誠意から生まれたものでなく、沖繩住民やわれわれの手によつて引き起こされたものであることを、この際明確に知る必要があると思つております。このわれわれの熱意は、さきのケネディ司法長官の来日、ケイセン調査團の沖繩訪問等を契機として、今や太平洋を越えて米國にまで大きな反響を与えつつあります。そして、それは、きのうきょうの新聞でも明らかのように、米國の對沖繩政策に、近く大きな変化が起ることを約束しております。このことは、われわれの主張の正しさと熱意が、米國にも徐々に受け入れられつつあることを意味するものであります。

今、沖繩は、われわれの意図に反して、その軍事基地化が着々進行し、すでにミサイル・メーソの基地まで作られつつあります。戦争をしないことを憲法に誓つた日本が、その領域において戦争に應ずる体制を整えているというのが偽らざる現実の姿であります。沖繩の施政権返還の要求は、沖繩

の真偽はともかくとして、このよ様な発言を沖繩施政の最高責任者である高等弁務官から言われるがごときは、わが國の対米追隨外交、自主性なき軟弱外交を示すものでなくして一体何でありませうか。(拍手)

を、そしてわれわれの同胞を、再び戦火にさらしてはならないという、日本国民の強い決意を含んでいることを、決して忘れてはならないのであります。(拍手)われわれは、沖繩に第二のひめゆりの塔を絶対に作らせてはならないのであります。われわれが作るべきものは、沖繩における平和と福祉であつて、その他のものでは決してありません。

われわれは、そのような見地に立つて、これまで政府に対し、施政権返還問題を、単に形式的立場であつたらうのではなく、そこに至る現実的方向として、沖繩原住民の自治の拡大、沖繩に対する日本政府の財政援助の強化、さらには、沖繩代表の国会議席の確保並びに沖繩の行政所轄の移管等々、日本政府による実質的な施政権の行使について、幾たびか具体的提案を行なつて参つたのであります。今回の施政権回復決議は、このようになわれわれの提案を、前向きに進めさせる大きなことになると確信をいたすものであります。また、われわれは、そうしなければならぬのであります。そこにこそ、本決議案の重大な意義を認めるのであります。しかし、われわれが銘記しなければならぬことは、この決議の採択によつて、すべてが終るのではなく、いな、それは沖繩等の施政権返還を実現するすべての出発点だといふことでもあります。

私は、この際、政府がこの点について深い認識と大きな責任を自覚し、沖繩並びに小笠原諸島の施政権返還という大目標に向かつて、明日と言わず、きょうから精力的かつ着実に、具体的活動を展開するよう、特に切望し、本決議案に対する私の賛成討論にかゝる次第であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めました。(拍手)

この際、内閣総理大臣及び外務大臣から発言を求められております。よつて、順次これを許します。内閣総理大臣池田勇人君。

〔内務大臣池田勇人君登壇〕

○内務大臣(池田勇人君) 沖繩、小笠原諸島につき、わが国が潜在主権のみを持つておるという状態は、はなはだ遺憾とするところであります。政府は、これまでもあらゆる機会をとらえて、米国側に対し完全なる施政権の回復を要請して参つた次第であります。が、まことに残念ながら、いまだその実現を見ておりません。

政府は、本決議の趣旨に沿ひ、今後ともその早期実現のため、積極的に努力いたします。

力いたしていく所存でございます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 外務大臣小坂善太郎君。

〔内務大臣小坂善太郎君登壇〕

○内務大臣(小坂善太郎君) 政府におきましては、過去三回にわたり、沖繩、小笠原諸島の施政権返還決議について、そのつどこれを米国政府に伝達し、その早期実現方につき米国側の配慮を要望するとともに、かねて昭和三十三年六月、岸総理とアイゼンハワー大統領との会議、三十六年六月の池田総理とケネディ大統領との会議、その他あらゆる機会をとらえて、同諸島の施政権返還の早期実現のため、鋭意折衝して参つた次第であります。これに對して、特に最近におきまして、米側は沖繩に対するわが国の援助を歓迎し、かつ、米国政府の沖繩政策につき真剣に検討を加えている趣が伝えられております。

政府といたしましては、御決議の趣旨を体し、施政権回復が一日も早く実現しますよう、引き続き努力を重ねていく所存であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 日程第三、自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改正する法律案(内閣提出)

日程第四 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第三、自治省設置法の一部を改正する法律案、日

自治省設置法の一部を改正する法律案外一案

程第四、文部省設置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

右  
自治省設置法の一部を改正する法律案  
内閣総理大臣 池田 勇人  
国会に提出する。  
昭和三十七年二月二十五日

自治省設置法の一部を改正する法律  
第八條第一項中「十人以上」を「二十人以上」に改める。  
第二十六條の表中「三三三人」を「三四九人」に、「一四〇人」を「一四七人」に、「四六三人」を「四九六人」に改める。

附則  
この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

理由  
自治省の参事及び職員の名員を増加する必要がある、これが、この法律案を提出する理由である。

文部省設置法の一部を改正する法律案

右  
文部省設置法の一部を改正する法律  
文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

「左の」を「次の」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「の外」を「のほか」に、「通り」を「とおりに」改める。

第五條第十五号中「国立自然教育園、」を削る。  
第九條第十七号中「国立自然教育園及び」を削る。  
第十九條第一項を次のように改める。

〔国立科学博物館〕  
第十九條 国立科学博物館は、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用の調査研究を行ない、並びにこれらに関する資料を収集、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する事業を行ない、あわせて自然史研究の指導、連絡及び促進を図る機関とする。

第十九條第三項中「内部組織」の下に「並びに附属自然教育園の位置及び内部組織」を加え、同項を同条

右  
国会に提出する。  
昭和三十七年二月七日  
内閣総理大臣 池田 勇人

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

「左の」を「次の」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「の外」を「のほか」に、「通り」を「とおりに」改める。

第五條第十五号中「国立自然教育園、」を削る。  
第九條第十七号中「国立自然教育園及び」を削る。  
第十九條第一項を次のように改める。

〔国立科学博物館〕  
第十九條 国立科学博物館は、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用の調査研究を行ない、並びにこれらに関する資料を収集、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する事業を行ない、あわせて自然史研究の指導、連絡及び促進を図る機関とする。

第十九條第三項中「内部組織」の下に「並びに附属自然教育園の位置及び内部組織」を加え、同項を同条

昭和三十三年三月九日 衆議院會議録第二十二号 沖繩及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議案 自治省設置法の一部を改正する法律案外一案

昭和三十七年三月九日 衆議院會議録第二十二号 自治省設置法の一部を改正する法律案外一案 民法の一部を改正する法律案外二案

第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国立科学博物館に附属自然教育園を置き、自然教育及び自然保護の教育に関する事業を行なわせる。

第二十条第三項中「内部組織」の下に「並びに分館の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国立近代美術館には、分館を置くことができる。

第二十七条第一項中「左表」を「次の表」に改め、同項の表中「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に、「文部大臣の諮問」に応じて著作権法を「著作権制度に関する重要事項を調査審議し、あわせて文部大臣の諮問に応じて著作権法(明治三十二年法律第三十九号)」に改める。

第三十一条の表中「七四、二二七人」を「八二、五七六」に、「七二、二五六」を「八〇、四三六」に、「五一一人」を「五八三人」に、「七四、七四八人」を「八三、一五九人」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。  
第三十六条ノ三中「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に改める。

3 著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第四項中「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に改める。  
4 万国著作権条約の実施に伴う著作権の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に改める。

理由

国立科学博物館及び国立近代美術館の所掌事務及び組織を整備し、本省に置かれる著作権審議会を廃止して新たに著作権制度審議会を設けることとするに、文部省の職員の数に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長中島茂喜君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔中島茂喜君登壇〕

○中島茂喜君 たいだいま議題となりました両法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、両法案の要旨を申し上げます。自治省設置法の一部を改正する法律案は、自治省に置かれている参事の定数を二人増員するとともに、自治省職員の定数を三十三人増員して、四百九十六人に改めることとあります。

次に、文部省設置法の一部を改正する法律案は、第一に、国立科学博物館の自然史関係の研究部門を拡充整備するとともに、国立自然教育園を同館の付属機関とすること、第二に、国立近代美術館に分館を置き得るものとする

こと、第三に、著作権審議会を廃止して、新たに著作権制度審議会を設けること、第四に、文部省職員の定員を八千四百一十一人増員して、八万三千百五十九人に改めることとあります。

両法案は、一月二十五日、二月七日、それぞれ本委員会に付託され、二月一日、二月八日、それぞれ政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、三月八日、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、右両法案はいずれも全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

日程第五 民法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 建物の区分所有等に関する法律案(内閣提出)

日程第七 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

閣提出

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、民法の一部を改正する法律案、日程第六、建物の区分所有等に関する法律案、日程第七、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

民法の一部を改正する法律案

右

昭和三十七年二月十四日  
内閣総理大臣 池田 勇人

民法の一部を改正する法律

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 失踪」を「第五節 同時死亡ノ推定」に改める。  
第三十条第二項中「三年」を「一年」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 前条第一項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ前条第一項ノ期間満了ノ時ニ死亡シタルモノト看做シ前条第二項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ危難ノ去リタル時ニ死亡シタルモノト看做ス

第三十二条の次に次の一節を加える。

第五節 同時死亡ノ推定

第三十二条ノ二 死亡シタル数人中其一人ガ他ノ者ノ死亡後尙ホ生存シタルコト分明ナラザルトキハ此等ノ者ハ同時ニ死亡シタルモノト推定ス

第八百一十一条第二項中「養子に代わつて縁組の承諾をする権利を有する者」を「養子の離縁後にその法定代理人となるべき者」に改め、同項の次に次の三項を加える。

前項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議で、その一方を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならぬ。

前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないとき

は、家庭裁判所は、前項の父若しくは母又は養親の請求によつて、協議に代わる審判をすることができ

第二項の法定代理人となるべき者がなきときは、家庭裁判所は、養子の親族その他の利害関係人の請求によつて、養子の離縁後にその後見人となるべき者を選任する

第八百四十五条中「その縁組につき承諾権を有する者から」を「第八百四十五条の規定によつて養親と離縁の協議をすることができる者から、又はこれに対して」に改める

第八百四十五条中「又は被後見人の親族の請求によつて」を「被後見人の親族若しくは検察官の請求によつて、又は職権で」に改める

第八百八十七條を次のように改める

第八百八十七條 被相続人の子は、相続人となる

被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その相続権を失つたときは、その者が子がこれを代襲して相続人となる。但し、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない

前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百

九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その代襲相続権を失つた場合にこれを準用する

第八百八十八條 削除

第八百八十九條第一項中「前二條」を「第八百八十七條に改め、

「直系尊属」の下に。但し、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする」

を加え、同条第二項中「第八百八十七條」を「第八百八十七條第二項及び

第三項」に改め、

「前項第一号の場合に、同条第二号及び前条の規定は」を削る

第九百九条中「直系卑属」を「子」に改める

第九百九条第一項中「第八百八十八條」を「第八百八十七條第二項又は第三項」に改める

第九百九十九條に次の一項を加える

前項の規定によつて限定承認又は放棄の取消をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない

第九百三十九條を次のように改める

第九百三十九條 相続の放棄をした者は、その相続に関しは、初から相続人とならなかつたものとみなす

第九百五十八條中「二年」を「六箇月」に改める

第九百五十八條の次に次の二條を加える

第九百五十八條の二 前条の期間内に相続人である権利を主張する者がなきときは、相続人並びに管理人に知れなかつた相続債権者及び受遺者は、その権利を行うことができない

第九百五十八條の三 前条の場合に於いて相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者は、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があつた者の請求によつて、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を手とることが出来る

前項の請求は、第九百五十八條の期間の満了後三箇月以内に、これをしなければならない

第九百五十九條を次のように改める

第九百五十九條 前条の規定によつて処分されなかつた相続財産は、国庫に帰属する。この場合には、第九百五十六條第二項の規定を準用する

第九百九十四條第一項中「死亡前」を「死亡以前」に改める

第千四十四條中「第八百八十八條」を「第八百八十七條第二項、第三項」に改める

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する

(経過認定)

2 この法律による改正後の民法は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、従前の民法によつて生じた効力を妨げない

3 家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の一部を次のように改正する

(家事審判法の一部改正)

第九條第一項甲類第七号の次に次の一号を加える

七の二 民法第八百一十一條第五項の規定による後見人となるべき者の選任

第九條第一項甲類第八号中「第八百一十一條第三項」を「第八百一十一條第六項」に改める

第九條第一項甲類第二十五号の次に次の一号を加える

二十五の二 民法第九百九十九條第三項の規定による相続の限定承認又は放棄の取消の申述の受理

第九條第一項甲類第三十二号の次に次の一号を加える

三十二の二 民法第九百五十八條の三第一項の規定による相続財産の処分

第九條第一項乙類第六号の次に次の一号を加える

六の二 民法第八百一十一條第四項の規定による親権者となるべき者の指定

(戸籍法の一部改正)

4 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する

第九十四條中「民法第三十條に定める期間が満了した日」を「民法第三十一條の規定によつて死亡したとみなされる日」に改める

理由

民法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百二十二号)による改正後の民法の運用の実績にかんがみ、被相続人の孫以下の直系卑属は代襲相続によつて相続するものとし、相続の放棄をした者は初めから相続人とならなかつたものとみなすこととし、相続人不存在の場合に家庭裁判所は被相続人と特別の縁故があつた者に相続財産を分与することができることとする等民法の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である

建築物の区分所有等に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十七年二月十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

建築物の区分所有等に関する法律

律

(建築物の区分所有)

第一条 一むねの建築物の構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものがあるときは、その各部分は、この法律の定めるところにより、それぞれ所有権の目的とすることができ、

(定義)

第二条 この法律において「区分所有権」とは、前条に規定する建築物の部分(次条第二項の規定により共用部分とされたものを除く。)を目的とする所有権をいう。

3 この法律において「区分所有者」とは、区分所有権を有する者をいう。

4 この法律において「共用部分」とは、専有部分以外の建築物の部分、専有部分に属しない建築物の附属物

及び次条第二項の規定により共用部分とされた附属の建築物をいう。

(共用部分)

第三条 数個の専有部分に通ずる廊下又は階段室その他構造上区分所有者の全員又はその一部の共用に供されるべき建築物の部分は、区分所有権の目的とならないものとする。

2 第一条に規定する建築物の部分及び附属の建築物は、規約により共用部分とすることができる。この場合には、その旨の登記をしなければならない。これをもつて第三者に対抗することができない。

第四条 共用部分は、区分所有者全員の共有に属する。ただし、一部の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らかでない限りは、それらの区分所有者の共有に属する。

2 前項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。ただし、第二十条第一項の場合を除いて、区分所有者以外の者を共用部分の所有者と定めることはできない。

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十七条の規定は、共用部分には適用しない。

(区分所有者の権利義務)

第五条 区分所有者は、建築物の保存に有害な行為その他建築物の管理又

は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならない。

2 区分所有者は、その専有部分又は共用部分を保存し、又は改良するため必要な範囲内において、他の区分所有者の専有部分又は自己の所有に属しない共用部分の使用を請求することができる。この場合において、他の区分所有者が損害を受けたときは、その償金を支払わなければならない。

(先取特権)

第六条 区分所有者は、共用部分又は建築物の敷地につき他の区分所有者に対して有する債権について、債務者の区分所有権(共用部分に属する権利及び専有部分を所有するための建築物の敷地に関する権利を含む。)及び建物に備えつけた動産の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、優先権の順位及び効力については、共益費用の先取特権とみなす。

3 民法第三百十九条の規定は、第一項の先取特権に準用する。

(区分所有権充渡請求権)

第七条 専有部分を所有するための建築物の敷地に関する権利を有しない区分所有者があるときは、その専有部分の取去を請求する権利を有する者は、その区分所有者に対し、区分所有権を時価で売り渡す

べきことを請求することができる。

(共用部分の共有)

第八条 共用部分が区分所有者の全員又はその一部の共有に属する場合には、その共用部分の共有については、次条から第十五条までに定めるところによる。ただし、第十条及び第十二条から第十四条までに規定する事項については、規約で別段の定めをすることを妨げない。

第九条 各共有者は、共用部分をその用方に従つて使用することができる。

第十条 各共有者の持分は、その有する専有部分の床面積の割合による。

2 前項の場合において、第四条第一項ただし書の共用部分(附属の建物であるものを除く。)で床面積を有するものがあるときは、その共有部分の床面積は、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれその区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

第十一条 共有者の持分は、その有する専有部分の処分に従う。

2 共有者は、この法律に別段の定めがある場合を除いて、その有する専有部分と分離して持分を処分することができない。

第十二条 共用部分の変更は、共有者全員の合意がなければ、することができない。ただし、共用部分の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものは、共有者の持分の四分の三以上の多数で決することができる。

2 前項の場合において、共用部分の変更が専有部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分の所有者の承諾を得なければならない。

第十三条 共用部分の管理に関する事項は、前条の場合を除いて、共有者の持分の過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

2 前条第二項の規定は、前項本文の場合に準用する。

3 共用部分につき損害保険契約をすることは、共用部分の管理に関する事項とみなす。

第十四条 各共有者は、その持分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生ずる利益を收取する。

第十五条 共有者が共用部分につき他の共有者に対して有する債権は、その特定承継人に対しても行なうことができる。

(共用部分の管理所有)

第十六条 第四条第二項の規定により規約で共用部分の所有者と定め

られた区分所有者は、区分所有者

全員(同条第一項ただし書の共用部分については、これを共用すべき区分所有者)のためにその共用部分を管理する義務を負う。この場合には、それらの区分所有者に対し、相当な管理費用を請求することができる。

2 前項の共用部分の所有者は、規約に別段の定めがない限り、その共用部分につき、保存行為及びその共用部分の性質を変えない範囲内における利用又は改良を目的とする行為を除くその他の行為をすることができない。

(管理者)  
第十七条 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り集会の決議によつて、管理者を選任し、又は解任することができる。

2 管理者に不正な行為その他その職務を行なうに不適しい事情があるときは、各区分所有者は、その解任を裁判所に請求することができる。

第十八条 管理者は、共用部分を保存し、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の規定による共有者の合意若しくは決定又は集会の決議を実行し、及び規約で定められた行為をする権利を有し、義務を負う。

2 管理者は、その職務に関し、区分所有者を代理する。

3 管理者の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第十九条 管理者は、毎年一回一定の時期に、区分所有者に対し、その事務に関する報告をしなければならぬ。

第二十条 管理者は、規約に特別の定めがあるときは、共用部分を所有することができる。

2 第五条第二項及び第十六条の規定は、前項の場合に準用する。

第二十一条 第六条の規定は、管理者が共用部分又は建物の敷地につき区分所有者に対して債権を有する場合に準用する。

第二十二条 この法律及び規約に定めるもののほか、管理者の権利義務は、委任に関する規定に従う。

(規約)  
第二十三条 建物又はその敷地若しくは附属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項は、この法律に定めるもののほか、規約で定めることができる。ただし、区分所有者以外の者の権利を害することができない。

第二十四条 規約の設定、変更又は廃止は、区分所有者全員の書面による合意によつてする。

2 一部の区分所有者のみの共用に供されるべき共用部分に関する規約の設定、変更又は廃止は、それ

らの区分所有者のみの書面による合意によつてすることができる。

この場合において、他の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならぬ。

3 第一項及び前項前段の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。

第二十五条 規約は、区分所有者の特定承継人に対しても、その効力を生ずる。

第二十六条 規約は、管理者又は区分所有者若しくはその代理人で建物を使用してゐるもの一人が保管しなければならぬ。

2 前項の規定により規約を保管すべき区分所有者又はその代理人は、区分所有者の過半数で定めらる。

3 第一項の規定により規約を保管する者は、利害関係人の請求があつたときは、規約の閲覧をさせなければならぬ。

(集会)  
第二十七条 管理者又は区分所有者の四分の一以上で議決権の四分の一以上を有するものは、集会を招集することができる。ただし、この定数は、規約で減減することができる。

第二十八条 集会を招集するには、会日より少なくとも五日前に、会

議の目的たる事項を示して、各区分所有者に通知しなければならない。ただし、その日数は、規約で増減することができる。

第二十九条 集会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第三十条 各区分所有者の議決権は、規約に別段の定めがない限り、第十条に定める割合による。

第三十一条 集会の議事は、規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数で決する。

2 議決権は、書面で、又は代理人によつて行使することができる。

第三十二条 集会においては、規約に別段の定めがある場合及び別段の決議をした場合を除いて、管理者又は集会を招集した区分所有者の一人が議長となる。

第三十三条 集会の議事については、議事録を作成しなければならぬ。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長がこれに署名押印しなければならぬ。

3 第二十六条の規定は、議事録に準用する。

第三十四条 この法律又は規約により集会において決議すべきものとされた事項については、区分所有者全員の書面による合意があつたときは、集会の決議があつたものとみなす。

2 第二十六条の規定は、前項の書面に準用する。

(建物の一部が滅失した場合)  
第三十五条 建物の価格の二分の一以下に相当する部分が滅失したときは、各区分所有者は、滅失した共用部分及び自己の専有部分を復旧することができる。

2 前項の規定により共用部分を復旧した者は、他の区分所有者に対し、復旧に要した金額を第十条に定める割合に応じて償還すべきことを請求することができる。ただし、裁判所は、他の区分所有者の請求により、相当の期限を許与することができる。

3 第一項の場合を除いて、建物の一部が滅失したときは、区分所有者は、建物の再建に関し協議をしなければならぬ。

4 前項の協議をすることができないとき、又はその協議が成立しないときは、各区分所有者は、他の区分所有者に対し、建物及びその敷地に関する権利を時価で買い取るべきことを請求することができる。ただし、裁判所は、他の区分

所有者の請求により、代金の支払につき相当の期限を許すことができる。

5 前四項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。

(団地への準用)

第三十六条 第十七条から第十九条まで及び第二十二條から第三十四條までの規定は、一団地内に数むねの建物があつて、その団地内の土地又は附属施設(これらに関する権利を含む)がそれらの建物の所有者の共有に属する場合に準用する。この場合において、第十七条から第十九条まで、第二十三條から第二十八條まで、第三十條から第三十二條まで及び第三十四條中「区分所有者」とあるのは「土地又は附属施設(これらに関する権利を含む)の共有者」と、第十八條及び第二十四條中「共用部分」とあるのは「土地又は附属施設」と、第十八條中「第十二條第一項若しくは第十三條第一項」とあるのは「民法第二百五十一條若しくは第二百五十二條」と、第三十條中「第十條に定める」とあるのは「持分の」と読み替へるものとする。

(過料)

第三十七條 正当な理由がなく、第二十六條第三項(第三十三條第三項、第三十四條第二項又は前条において準用する場合を含む。)の規

定に違反して規約、議事録又は普面の閲覧を拒んだ者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 第十七條及び第二十四條から第三十四條まで(第三十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。ただし、昭和三十八年四月一日前においては、この法律中その他の規定の施行に伴う準備のため必要な範囲内においてのみ、適用があるものとする。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する共用部分が区分所有者のみの所有に属する場合において、第四條第一項の規定に適合しないときは、その共用部分の所有者は、同條第二項の規定により規約でその共用部分の所有者と定められたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に存する共用部分が区分所有者の全員又はその一部の共有に属する場合において、各共有者の持分が第十條の規定に適合しないときは、その持分は、第八條ただし書規定により規約で定められたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に存する共用部分の所有者が第四條第一項の規定の適用により損失を受けたときは、その者は、民法第七百三條の規定に従い、償金を請求することができる。

(民法の一部改正)

第三条 民法の一部を次のように改正する。

第二百八條を次のように改める。

第二百八條 削除

第二百五十七條中「第二百八條及び」を削る。

(不動産登記法の一部改正)

第四条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九條」を「第九十九ノ四」に改める。

第十五條に次のただし書を加える。

但一棟ノ建物ヲ区分シタル建物ニ在リテハ其一棟ノ建物ニ属スルモノノ全部ニ付キ一用紙ヲ備フ

第十六條の次に次の一條を加える。

第十六條ノ二 第十五條但書ノ規定ニ依ル用紙ニ在リテハ表題部及び各区分ハ一棟ノ建物ヲ区分シタル各建物毎ニ之ヲ設ク

第三十六條に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ建物又ハ附属建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタルモノナルトキハ其一棟ノ建物ノ所在ノ郡、市、区、町村、字及び地番並ニ構造及び床面積ヲ記載シ若シ一棟ノ建物ノ番号アルトキハ其番号ヲ記載スルコトヲ要ス但第一項第一号ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第九十一條に次の二項を加える。

建物又ハ附属建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタルモノナルトキハ其一棟ノ建物ノ所在ノ郡、市、区、町村、字及び地番並ニ構造及び床面積ヲ記載シ若シ一棟ノ建物ノ番号アルトキハ其番号ヲ登記スルコトヲ要ス但前項第一号ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ登記スルコトヲ要セズ

区分所有權ノ目的タル建物ノ属スル一棟ノ建物ノ共用部分ニ付テノ建物ノ表示ニ関スル登記ハ建物ノ区分所有等に関する法律第三條第二項ノ規定ニ依リ共用部分ト爲シタルモノニ付テノミ之ヲ爲ス但共用部分タル旨ノ登記アル建物ニ付テハ第一項第六号ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ登記スルコトヲ要セズ

第九十三條ノ二第一項中「第九十一條第三号乃至第五号」を「第九十一條第三号乃至第五号」に改める。

十一條第一項第三号乃至第五号若クハ第二項」に改め、同條第三項に次のただし書を加える。

但共用部分タル旨ノ登記アリタルトキハ其登記アリタル日ヨリ一ヶ月内ニ第一項ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第九十三條ノ二に次の二項を加える。

共用部分タル旨ノ登記アル建物ニ付テハ第一項ノ登記ハ其所有者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ申請書ニ申請人ノ所有權ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第八十條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ三に次の二項を加える。

共用部分タル旨ノ登記アル建物ニ付テハ第一項ノ登記ハ其所有者ノ申請ニ因リ之ヲ爲ス但合併ノ登記ノ申請ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テハ申請書ニ申請人ノ所有權ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第九十三條ノ五中「第九十一條第一号及び第三号乃至第五号」を「第九十一條第一号若クハ第三号乃至第五号又ハ第二項」に改める。

第九十三条ノ六に次の一項を加える。

第九十三条ノ二第四項ノ規定ハ

前項ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ七中「又ハ番号」

を「番号又ハ第九十一条第二項

ニ掲ゲタル事項」に、「同条」を「第

八十一条ノ九」に改める。

第九十四条第一項中「又ハ甲建

物若クハ其附属建物ヲ区分シ」及

び「又ハ区分」を削り、同条第二

項中「甲建物ヨリ其附属建物ヲ分

割シテ之ヲ乙建物ト為ス場合ニ於

テ」を削り、同条第三項を削る。

第九十四条の次に次の一條を加

える。

第九十四条ノ二 甲建物ヲ区分シ

テ之ヲ乙建物ト為ス場合ニ於テ

其登記ヲ為ストキハ新登記用紙

中甲建物ノ表題部及ビ乙建物ノ

表題部ニ区分ニ因リテ家屋番号

何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シ

タル旨ヲ記載スルコトヲ要ス但

甲建物ガ区分所有権ノ目的タリ

シトキハ其登記用紙中乙建物ノ

表題部ニ区分ニ因リテ家屋番号

何番ノ建物ノ表題部ヨリ移シタ

ル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ手続ヲ為シタルトキハ

前登記用紙中表題部ニ区分ニ因

リテ家屋番号何番及ビ何番ノ建

物ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記

載シ甲建物ノ表示ヲ朱抹シ其登

記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス但

同項但書ノ場合ニ於テハ甲建物

ノ表題部ニ残余部分ノ表示ヲ為

シ区分ニ因リテ他ノ部分ヲ家屋

番号何番ノ建物ノ表題部ニ移シ

タル旨ヲ記載シ前ノ表示ヲ朱抹

スルコトヲ要ス

第九十五条第二項中「甲建物又

ハ其附属建物」を「甲建物」に改め、

「其登記ヲ為ストキハ」の下に「乙

建物ノ表題部又ハ」を、「何番ノ建

物」の下に「表題部又ハ」を加え、

同条第三項中「前条」を「第九十四

条」に、「同条第三項」を「前条第二

項但書」に改める。

第九十六条中「又ハ区分」を削

り、同条の次に次の一條を加え

る。

第九十六条ノ二 第九十四条ノ二

第一項ノ場合ニ於テハ甲建物ノ

相当区事項欄ニ前登記用紙ヨリ

所有権其他ノ権利ニ関スル登記

ヲ移シ且所有権以外ノ権利ニ関

スル登記中ニ乙建物ト共ニ其権

利ノ目的タル旨ヲ記載シ乙建物

ノ相当区事項欄ニ甲建物ノ家屋

番号及ビ其建物ニ付キ同一事項

ノ登記アル旨ヲ記載シテ夫々申

請書受附ノ年月日及ビ受附番号

ヲ記載シ登記官吏捺印スルコト

ヲ要ス但同項但書ノ場合ニ於テ

ハ乙建物ノ相当区事項欄ニ甲建

同一事項ノ登記アル旨ヲ記載シ

甲建物ニ関スル所有権以外ノ権

利ニ関スル登記ニ乙建物ト共ニ

其権利ノ目的タル旨ヲ附記スル

ヲ以テ足ル

第八十三条第三項乃至第六項ノ

規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用

ス

第九十七条中「又ハ区分」を削

る。

第九十八条中「要セス」の下に

「甲建物ト共ニ同一ノ登記用紙ニ

登記シタル乙建物以外ノ建物アル

場合ニ於テハ登記用紙ヲ閉鎖スル

コトヲ要セス」を加え、同条に次の

三項を加える。

合併ニ因リテ乙建物ガ区分所有

権ノ目的タラザルモノト為ル場

合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ新

登記用紙中表題部ニ合併ニ因リ

テ家屋番号何番及ビ何番ノ建物

ノ表題部ヨリ移シタル旨ヲ記載

スルコトヲ要ス

前項ノ手続ヲ為シタルトキハ甲

建物ノ表題部及ビ乙建物ノ表題

部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番

ノ建物ノ登記用紙ニ移シタル旨

ヲ記載シ甲建物及ビ乙建物ノ表

示ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖ス

ルコトヲ要ス

第二項ノ場合ニ於テハ登記用紙

中甲区事項欄ニ甲建物ノ甲区及

記ヲ移シ其登記ガ甲建物又ハ乙

建物タリシ部分ノミニ関スル

旨、申請書受附ノ年月日及ビ受

附番号ヲ記載シ登記官吏捺印ス

ルコトヲ要ス此場合ニ於テハ第

八十五条第三項ノ規定ヲ準用

ス

第九十九条に次のただし書を加

える。

但滅失シタル建物ガ一棟ノ建物

ヲ区分シタルモノナルトキハ登

記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要セ

ズ

第四章第二節第二款中第九十九

条の次に次の三條を加える。

第九十九条ノ二 第九十四条ノ二

第一項ノ場合ノ外区分所有権ノ

目的タラザル建物ガ共用部分タ

ル旨ヲ定メタル規約ノ廃止以外

ノ事由ニ因リテ区分所有権ノ目

的タルモノト為リタルトキハ其建

物ニ関スル登記ヲ新登記用紙ニ

移スコトヲ要ス第九十八条第二

項ノ場合ノ外区分所有権ノ目的

タル建物ガ区分所有権ノ目的タ

ラザル共用部分以外ノ建物ト為

リタルトキ亦同ジ

第七十六条第二項及ビ第三項ノ

規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十九条ノ三 共用部分タル旨

ノ登記ハ申請書ニ其旨ヲ定メタ

ル規約ヲ証スル書面ヲ添附シ

又ハ所有権ノ登記名義人ヨリ之

ヲ申請スルコトヲ要ス此場合ニ

於テ共用部分ト為シタル建物ヲ

目的トスル所有権ノ登記以外ノ

権利ニ関スル登記アルトキハ其

登記名義人ノ承諾書又ハ之ニ対

抗スルコトヲ得ベキ裁判ノ膺本

ヲモ添附スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請アリタル場合

ニ於テ其登記ヲ為ストキハ表題

部ニ共用部分タル旨ヲ記載シ表

題部ニ記載シタル所有者ノ表示

ヲ朱抹シ又ハ所有権其他ノ権利

ニ関スル登記ヲ抹消スルコトヲ

要ス此場合ニ於テ共用部分ガ他

ノ登記用紙ニ登記シタル建物ノ

区分所有者ノ共用スベキモノナ

ルトキハ其旨ヲモ記載スルコト

ヲ要ス

第九十九条ノ四 第九十三条ノ規

定ハ共用部分タル旨ヲ定メタル

規約ヲ廃止シタル場合ニ之ヲ準

用ス

前項ノ規定ニ依ル登記ノ申請書

ニハ規約ヲ廃止シタルコトヲ

証スル書面ヲ添附スルコトヲ要

ス

第一項ノ規定ニ依ル登記ノ申請

アリタル場合ニ於テ其登記ヲ為

ストキハ表題部ニ所有者ヲ表示

スルヲ以テ足ル此場合ニ於テ其

登記ヲ為シタルトキハ共用部分

昭和三十七年三月九日 衆議院會議録第二十二号 民法の一部を改正する法律案外二案

(不動産登記法の改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に存する区分所有権の目的たる建物の登記用紙は、法務省令の定めるところにより、前条の規定による改正後の不動産登記法第十五条ただし書の規定による登記用紙に改製しなければならない。

2 前項に定めるものは、不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和三十三年法律第十四号)附則第二条第二項の期日までの間の各登記所における建物に関する登記及び登録(同法による廃止前の家屋台帳法(昭和二十二年法律第三十一号)による登録をいう。)の手續に關し前条の規定による不動産登記法の改正に伴い必要な特則その他その改正に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

(地方税法の一部改正)  
第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百八十一条第一項中「第七十八号各号に掲げる事項」を「第七十八号の規定により登記する事項」に改め、同条第三項中「第九十一条の規定により登記する事項」を「第九十一条の規定により登記する事項(同条第三項ただし書の家屋にあつては毎年一月一日現在における同条第一項第六号に掲げる事項を、その他の家屋にあつては毎年一月一日現在におけるその所在の種類、構造及び床面積その他家屋補充課税台帳の登録に必要な事項を一月三十一日までに当該家屋の所在地の市町村長に申告しなければならない。)(公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律の一部改正)」と改定する。

つては、同条第一項第六号に掲げる事項を含む。」に改める。  
第三百八十三条に次の一項を加える。

2 固定資産税の納税義務がある建物の区分所有等に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第二条第四項の共用部分の所有者は、自治省令の定めるところによつて、当該共用部分である家屋について、不動産登記法第九十一条第三項ただし書の家屋にあつては毎年一月一日現在における同条第一項第六号に掲げる事項を、その他の家屋にあつては毎年一月一日現在におけるその所在の種類、構造及び床面積その他家屋補充課税台帳の登録に必要な事項を一月三十一日までに当該家屋の所在地の市町村長に申告しなければならない。

第七条 公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第九号)の一部を次のように改正する。  
第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第一条に規定す

る建物の部分若しくは附属の建物で管理処分計画において施設建築物の共用部分と定められたものがあるとき、又は管理処分計画において定められた施設建築物の共用部分の共有者若しくはその共有持分が同法第四条第一項若しくは第十条の規定に適合しないときは、管理処分計画中その定めをした部分は、それぞれ同法第三条第二項又は第四条第二項若しくは第八条ただし書の規定による規約とみなす。

第四十二条中「前条」を「第四十一条」に改める。

理由

最近における建物の区分所有の事情にかんがみ、区分所有者相互間の法律関係を明確にし、共用部分の管理等につき管理者、規約及び集會に關する規定を設ける等建物の区分所有に關する規定を整備するとともに、一団地内の建物所有者の共有に屬する土地及び施設の管理等についても、同様の規制をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十七年三月二日

内閣総理大臣 池田 勇人

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律

(訴訟費用等臨時措置法の一部改正)

第一条 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「三百円」を「千円」に、「千二百円」を「千五百円」に、「九百八十円」を「千二百円」に改める。

第四条第四項中「千二百二十円」を「千五百円」に、「九百八十円」を「千二百円」に改める。

(訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の四項を加える。

18 第十三項の規定により改定された恩給及び昭和二十九年一月一日以後に給付事由の生じた執行吏の恩給については、昭和三十七年十月分以降、その年額を十二万八千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。

ただし、改定年額が従前の年額

に達しない者については、この改定を行なわない。

19 前項の規定により年額を改定された恩給は、昭和三十九年六月分まで、改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

20 前項中「昭和三十九年六月分まで」とあるのは、昭和三十八年九月三十日において七十歳に満ちていない者については「昭和三十八年九月分まで」と、同年十月一日から昭和三十九年五月三十一日まで七十歳に満ちる者については「七十歳に満ちた日の属する月分まで」と読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

21 第四項の規定は、第十八項の規定による恩給年額の改定について、準用する。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

2 第一条の規定の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

理由

訴訟費用等臨時措置法の規定による証人等の日当の最高額を増加する

等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員長河本敏夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔河本敏夫君登壇〕

○河本敏夫君 ただいま議題となりました三案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、民法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、昭和二十二年新民法施行後、今日までの同法の運用の実際にかんがみ、さしあたり根本問題にわたらない事項で、現行の規定の解釈に疑義があると思われるもの等について改正しようとするものであります。

改正案のおもなる内容は、第一、死亡した数人の死亡の先後が明らかでないときは、これらのものは同時に死亡したものと推定すること、第二、被相続人の孫以下の直系卑属は、すべてのわゆる代襲相続によつて相続するものとすること、第三、相続の放棄をした者は、初めから相続人とならなかつたものとみなすこと、第四、相続人が存

在しない場合には、家庭裁判所の裁量によつて、被相続人と特別の縁故があつた者に相続財産を与えることができるようにすること等でありませう。

法務委員会におきましては、二月十四日本案が付託せられて以来、慎重審議を重ね、特に被相続人と特別の縁故があつた者の範囲等について質疑がありました。詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、三月八日、質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決に付したところ、本案は全会一致をもつて政府原案通り可決いたしました。

次に、建物の区分所有等に関する法律案について申し上げます。

最近、共同建築やアパートの分譲等により、建物を区分して所有する事例が次第に増加する傾向にあります。区分所有に関する民法の規定がはなはだ不備でありますので、建物の区分所有関係及びこれと関連のある事項について単行法を制定し、あわせて関係法律に所要の整理を加えようとするものであります。

本案のおもなる内容は、第一、一棟の建物のうち、構造上区分された部分であつて、独立して住居その他建物としての用途に供することのできるものに限り、区分所有権を認めること、第二、区分所有者の全員またはその一部が、共同で使用する廊下、階段室等、区分所有権の目的とならない建物の部分、及び機械室、集会室等、区分所有者の全員またはその一部が、その合意によつて共同で利用すべきものと定め

た建物の部分、これらは原則として区分所有者の全員またはその一部の共有に属することとする。第三、共用部分及び建物の敷地の維持管理に關し、管理者、規約及び集会に関する規定を設けること等でありませう。

分所有者の全員またはその一部の共有に属することとする。第三、共用部分及び建物の敷地の維持管理に關し、管理者、規約及び集会に関する規定を設けること等でありませう。

○議長(清瀬一郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第八 森林法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第八、森林法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右 森林法の一部を改正する法律案に提出する。

昭和三十七年二月十二日 内閣総理大臣 池田 勇人

森林法の一部を改正する法律案(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条から第二十条までを次のように改める。

(林産物の供給等に関する長期の見通し及び全国森林計画)

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、重要な林産物の需要及び供給並びに森林資源の状況に関する長期の見通しをたて、これに即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十年を一期とする全国森林計画をたてなければならぬ。

一 森林の立木竹の伐採に関する事項

二 造林及び保育に関する事項

三 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

四 保安施設に関する事項

五 その他必要な事項

3 農林大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、第一項の長期の見通し又は全国森林計画を変更することができる。

4 農林大臣は、第一項の長期の見通し若しくは全国森林計画をたて、又はこれらを変更しようとするときは、中央森林審議会及び全国森林計画に係るときにあつては都道府県知事の意見を聞かなければならぬ。

5 農林大臣は、第一項の長期の見通し若しくは全国森林計画をたて、又はこれらを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、全国森林計画に係るときにあつては当該計画を都道府県知事に通知しなければならない。

(地域森林計画)

第五条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、全国森林計画に即して、民有林につき、森林計画区別に、その計画をたてる年の翌年四月一日以降五年を一期とする地域森林計画をたてなければならぬ。

四四七

のある森林の所在及びその伐採方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項

二 造林面積、造林樹種、造林方法を特定する必要がある森林の所在及びその造林方法その他造林及び保育に関する事項

三 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

四 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

五 その他必要な事項

3 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

4 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会の意見を聞かなければならない。

5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林大臣に報告しなければならない。

(森林計画区)  
第六条 前条第一項の森林計画区は、農林大臣が、都道府県知事の意見を聞き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める。

2 農林大臣は、森林計画区を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(意見の申立て)  
第七条 第五項第五項の規定により公表された地域森林計画に意見がある者は、その公表があつた日から起算して三十日以内に、当該都道府県知事に對し、理由を附した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による意見の申立てがあつたときは、これを誠実に処理し、その結果をその申立人に通知しなければならない。この場合において、地域森林計画を変更しなければならぬと認められるときは、都道府県知事は、これを変更するものとする。

(森林計画の遵守)  
第八条 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」という。)は、地域森林計画に従つて施業することを旨としなければならない。

(施業の勧告)  
第九条 都道府県知事は、森林所有者等がその森林の施業につき地域森林計画を遵守していないと認められる場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

(伐採の届出)  
第十条 森林所有者等は、民有林(第二十五条の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に伐採の届出書を提出しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合  
二 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合  
三 第八十八条第二項の規定に基づいて伐採する場合  
四 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他省令で定める用途に主として供されるものとして都道府県知事が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合

五 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきものうち、都道府県知事が当該森林所有者の申請に基づき省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合  
六 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合  
七 除伐する場合  
八 その他省令で定める場合

2 前項第六号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、省令で定める手続に従

い、都道府県知事に伐採の届出書を提出しなければならない。  
(農林大臣及び都道府県知事の援助)  
第十一条 農林大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成を図るため、造林その他森林の施業を行なう者及び林道その他森林の施業の合理化のために必要な施設の整備を行なう者に對し、助言、指導、資金の融通のよう努めるものとする。

第十二条から第二十条まで 削除  
第二十九条中「及び保安林予定森林又は解除予定保安林の所在場所その他省令で定める事項」と並びに指定しようとするときにあつてはその保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後に於ける当該森林に係る第三十三条第一項に規定する指定施業要件、解除をしようとするときにあつてはその解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由」に改める。  
第三十三条第一項中「及びその保安林の所在場所その他省令で定める事項」と並びに指定をするときにあつてはその保安林の所在場所、当該指定の目的及び当該保安林に係る指定施業要件(立木の伐採の方法及び限度並びに立木を伐採した後において当該伐採跡地について行なう必要がある植栽の方法、期間及び樹種をいう。以下同じ。)、解除をするときにあつてはその保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由」に改め、同条に次の二項を加える。  
4 第一項の規定による通知に係る指定施業要件のうち立木の伐採の限度に関する部分は、当該保安林の指定に係る森林又は当該森林を含む保安林の集団を単位として定めるものとする。  
5 第一項の規定による通知に係る指定施業要件は、当該保安林の指定に伴いこの章の規定により当該森林について生ずべき制度が当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度のものとなることを旨とし、政令で定める基準に準拠して定めるものとする。  
第三十三条の次に次の二条を加える。  
(指定施業要件の変更)  
第三十三条の二 農林大臣は、保安林について、当該保安林に係る指定施業要件を変更しなければその保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至つたとき、又は当該保安林に係る指定施業要件を変更してその保安林の指定の目的に支障を及ぼすことがないと認められるに至つたときは、当該指定施業要件を変更することができる。  
2 保安林について、その指定施業要件の変更に関係を有する地方公共団体の長又はその変更に関係の利害関係を有する者は、省令で定める手続に従い、当該指定施業要件を変更すべき旨を書面により農林大臣に申請することができる。

第三十三條之三 保安林の指定施業

要件の変更については、第二十九條、第三十條、第三十二條及び第三十三條の規定(保安林の指定に關する部分に限る)を、保安林の指定施業要件の変更の申請については、第二十七條第二項及び第三項並びに第二十八條の規定を準用する。この場合において、第二十九條中「その保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る」とあるのは、「その保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該変更に係る」と、第三十條及び第三十二條第一項中「第二十七條第一項」とあるのは「第三十三條の二第二項」と、第三十三條第一項中「当該指定の目的及び当該保安林に係る」とあるのは「保安林として指定された目的及び当該変更に係る」と、同條第三項中「第二十七條第一項」とあるのは「第三十三條の二第二項」と読み替へるものとす。

- 三 第三百八十八條第二項の規定に基づいて伐採する場合
- 四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 五 除伐する場合
- 六 その他省令で定める場合

保安林において、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 森林所有者等が第四十九條第一項の許可を受けて伐採する場合

は、これらの申請のすべてに

き同項の許可をすとして、これにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度をこえることとならざらなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすとなればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度をこえることとなるが、その一部について同項の許可をこえることとならざらなければならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しななければならない。

6 第一項又は第二項の許可には、

条件を附することができ、

7 前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

8 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならぬ。

9 第一項第四号及び第二項第四号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しななければならない。

第三十四條の次に次の一条を加へる。

(保安林における植栽の義務)

第三十四條の二 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に關する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならぬ。但し、当該伐採をした森林所有者等が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採があつたことを知らぬことについて正当な理由があるとき認められるときは、当該伐採跡地について第三十八條第一項の規定による造林に必要な行為を

すべき旨の命令があつた場合(当該命令を受けた者が当該伐採跡地に係る森林所有者以外の者であり、その者が行なう当該命令の実施行為を当該森林所有者が拒んだ場合を除く)その他省令で定める場合は、この限りでない。

第三十八條を次のように改める。

(監督処分)

第三十八條 都道府県知事は、第三十四條第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同條第六項の条件に違反して立木を伐採した者又は偽りその他不正な手段により同條第一項の許可を受けて立木を伐採した者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができ、

2 都道府県知事は、第三十四條第二項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同條第六項の条件に違反して同條第二項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができ、

3 都道府県知事は、森林所有者が第三十四條の二の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に關する定めに従つて植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定

昭和三十七年三月九日 衆議院會議録第二十二号 森林法の一部を改正する法律案

めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のもを植栽すべき旨を命ずることが出来る。

第三十九条中「農林大臣は、森林を保安林として指定したときは」を「都道府県知事は、民有林について保安林の指定があつたときは」に改め、同条に次の二項を加える。

2 農林大臣は、国有林について保安林の指定をしたときは、その保安林の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

前二項の標識の様式は、省令で定める。

第三十九条の次に次の二条を加える。

(保安林台帳)  
第三十九条の二 都道府県知事は、保安林台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の保安林台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでならない。

3 保安林台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、省令で定める。

(保安林の適当な管理)

第三十九条の三 農林大臣及び都道府県知事は、保安林制度の負う使命にかんがみ、保安林に関しこの法律及びこれに基づく政令の規定によりその権限に属させられた事務を適正に遂行するほか、保安林に係る制限の遵守及び義務の履行につき有効な指導及び援助を行な

い、その他保安林の保全のため必要な措置を講じて、保安林が常にその指定の目的に即して機能することを確保するように努めなければならない。

第四十四条中「及び第三十九条の規定を」の下に、「保安施設地区に係る指定施業要件の変更については、第三十三条の二及び第三十三条の三の規定を」を加える。

第四十五条第一項中「実施行為の下に」並びにその期間内」を加える。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(保安施設地区台帳)  
第四十六条の二 都道府県知事は、保安施設地区台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 保安施設地区台帳については、第三十九条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

第四十七条中「通知があつたものとみなす」を「通知があり、当該保安施設地区に係る指定施業要件が引き続き当該保安林の指定施業要件となつたものとみなす」に改める。

第四十九条第一項及び第六項中「森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者」を「森林所有者等」に改め、同条第四項中「所有者の請求があつたときは」を「所有者に」改める。

第六十九条第五項中「委員の下に」及び「臨時委員」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項第一号を」第三項第一号に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 臨時委員は、当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第六十九条中第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の承認を得て農林大臣が任命する。

第六十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員十人以上を置くことができる。

第七十一条第一項中「第六十九条第二項第一号を」第六十九条第三項第一号に改める。

第七十二条見出しを含む中「専門委員」を「専門調査員」に改める。

第七十二条第三項第二号を次のように改める。

二 森林の施業に關する指導を行なうこと。

第八十八条第一項中「森林所有者又は権原に基づき森林の立木竹の使用若しくは収益をする者」を「森林所有者等」に改め、同条第三項中「関係者の要求があるときは」を「関係者に」に改める。

第九十一条第三項中「第十八条第一項第二号」を削り、「第二十七条第三項但書」の下に「(第三十三条の三(第四十四条)において準用する場合を含む。)」を第三十三條の二(第四十四条)において準用する場合を含む。を加え、「第四十一条若しくは第二項(第四十四条)において準用する場合を含む。」、第四十一

条に改め、「第二十八条」の下に「(第三十三条の三(第四十四条)において準用する場合を含む。)」において準用する場合を含む。を加える。

第九十二条第一号中「森林区施業計画」を「地域森林計画」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第九十三条中「森林区施業計画」を「地域森林計画」に改める。

第二百六条中「第十六条第一項」を「第三十四条第一項(第四十四条)において準用する場合を含む。)」に、「制限林」を「保安林又は保安施設地区の区域内の森林」に改める。

第二百七条第二号中「第三十四条第一項」を「第三十四条第二項」に改め、「家畜を放牧し」の下に「下草、落葉若しくは落枝を採取し」を加える。

第二百八条及び第二百九条を次のように改める。

第二百八条 第三十九条第一項又は第二項(これらの規定を第四十四条の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊した者は、一万円以下の罰金に処する。

第二百九条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者

二 第十条第二項又は第三十四条第九項(第四十四条)の規定に違反して、届出書の提出をしない者

三 第三十四条第八項(第四十四条)の規定に違反して、都道府県知事に届け出ない者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(全国森林計画に係る経過規定)  
第二条 この法律の施行後改正後の森林法(以下「新法」という。)第四

条の規定により最初にたてる全国森林計画の期間は、昭和三十八年四月一日以降十年間とし、その全国森林計画は、昭和三十七年十月三十一日までたてなければならぬ。

(地域森林計画に係る経過規定)  
第三条 この法律の施行後新法第五

条の規定により最初にたてる地域森林計画の期間は、同条第一項の規定にかかわらず、昭和三十八年四月一日以降一年から五年までの間において農林大臣が定める期間とし、その地域森林計画は、昭和三十七年十二月三十一日までたてなければならぬ。

第四条 昭和三十八年三月三十一日までは、この法律の施行の際現に改正前の森林法(以下「旧法」という。)第六條第一項の規定により定められている森林区を新法第六條の規定により定められた森林計画区とみなし、この法律の施行の際現に旧法第七條の規定により定められている当該森林区ごとの森林区施業計画を新法第五條の規定に

よりたてられた当該森林計画区ごとの地域森林計画とみなす。

(立木竹の伐採に係る経過規定)

第五條 次の各号の一に該当する伐採については、新法第十條の規定は、適用しない。

一 この法律の施行前に旧法第十五條の規定による届出書の提出のあつた森林の立木の伐採

二 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十六條第一項の許可に係る森林(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。以下この条において同じ)の立木の伐採で、昭和三十八年三月三十一日までに行なわれるもの

三 この法律の施行前は旧法第十六條第一項の許可の申請があり、かつ、この法律の施行の時までにその許可をされたかどうかの決定がされなかつた森林の立木の伐採で、昭和三十八年三月三十一日までに行なわれるもの

四 この法律の施行前に受けた旧法第十八條第一項第二号の許可に係る森林の立木の伐採

五 この法律の施行前に旧法第十八條第一項第二号の申請があり、かつ、この法律の施行の時までにその許可をされたかどうかの決定がされなかつた森林の立木の伐採で、昭和三十八年三月三十一日までに行なわれるもの

第六條 この法律の施行前に旧法第十八條第一項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により行なわれた森林の立木竹の伐採に係る

届出については、なお従前の例による。

(保安林等に係る経過規定)

第七條 農林大臣は、この法律の施行前に指定された保安林又は保安施設地区について、この法律の施行の日から起算して五年以内に、当該保安林又は保安施設地区に係る指定実施要件(新法第三十三條第一項に規定する指定実施要件をいう。以下同じ)を定めなければならない。

2 前項の規定により指定実施要件を定めるについては、新法第二十九條、第三十條、第三十二條及び第三十三條の規定(保安林の指定に関する部分に限る。)並びに第四十條の規定を準用する。この場合において、新法第二十九條中「その保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る」とあるのは、「その保安林又は保安施設地区の所在場所、保安林又は保安施設地区として指定された目的及び保安林又は保安施設地区として指定された目的」と読み替へるものとする。

第八條 この法律の施行前に指定された保安林又は保安施設地区(前條第一項の規定により指定実施要件が定められたものを除く。)の立木の伐採について新法第三十四條第一項(新法第四十四條において準用する場合を含む。)の許可の申請があつた場合には、都道府県知

事は、新法第三十四條第三項及び第四項(これらの規定を新法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、新法第三十三條第五項(新法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定により定められる政令に規定する基準に照らし、かつ、当該保安林又は保安施設地区に係る旧法第七條の森林区画計画(この法律の施行の際現に定められていたものに限り)の伐採に係る実施要件(同條第四項第三号、第五号及び第七號の事項中伐採に係る部分をいう。)及び当該保安林又は保安施設地区の現況を勘案して当該申請に係る伐採が当該保安林又は保安施設地区の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

第九條 保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木の伐採につきこの法律の施行前にした旧法第十六條第一項の許可は、昭和三十八年三月三十一日までは、新法第三十四條第一項(新法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木の伐採につきこの法律の施行前にした旧法第十八條第一項第二号の許可は、新法第三十四條第一項(新法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

この法律の施行前にした旧法第十八條第一項第二号の許可は、新法第三十四條第一項(新法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

条において準用する場合を含む。)の行為につきこの法律の施行前にした旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の許可は、当該許可に係る行為については、新法第三十四條第二項(新法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る立木の伐採又は旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の行為につきこの法律の施行前にした旧法第十六條第一項若しくは第十八條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の許可の申請で、この法律の施行の時までにその許可をされたかどうかの決定がされなかつたものは、当該伐採又は行為については、新法第三十四條第一項又は第二項(これらの規定を新法第四十四條において準用する場合を含む。)の許可の申請とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木の伐採につきこの法律の施行前にした旧法第十六條第一項の規定に違反した者に対してこの法律の施行前に旧法第十八條第一項第二号の許可は、新法第三十四條第一項(新法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした命令は、新法第三十八條第一項の規定によつてした命令とみなす。

旧法第三十四條第一項の規定に違反した者に対してこの法律の施行前にした旧法第十八條第一項第二号の許可は、新法第三十四條第一項(新法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした命令は、新法第三十八條第一項の規定によつてした命令とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

条において準用する場合を含む。)の行為につきこの法律の施行前にした旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の許可は、当該許可に係る行為については、新法第三十四條第二項(新法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る立木の伐採又は旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の行為につきこの法律の施行前にした旧法第十六條第一項若しくは第十八條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の許可の申請で、この法律の施行の時までにその許可をされたかどうかの決定がされなかつたものは、当該伐採又は行為については、新法第三十四條第一項又は第二項(これらの規定を新法第四十四條において準用する場合を含む。)の許可の申請とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木の伐採につきこの法律の施行前にした旧法第十六條第一項の規定に違反した者に対してこの法律の施行前に旧法第十八條第一項第二号の許可は、新法第三十四條第一項(新法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした命令は、新法第三十八條第一項の規定によつてした命令とみなす。

旧法第三十四條第一項の規定に違反した者に対してこの法律の施行前にした旧法第十八條第一項第二号の許可は、新法第三十四條第一項(新法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした命令は、新法第三十八條第一項の規定によつてした命令とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四條第一項(旧法第四十四條において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可とみなす。

(農林省設置法の一部改正)  
第十二條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。  
第四條第五十号を次のように改める。

五十一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に基づく全国森林計画をたてること。  
(造林臨時措置法の一部改正)  
第十三條 造林臨時措置法(昭和二十五年法律第五十号)の一部を次のように改正する。  
第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除  
(保安林整備臨時措置法の一部改正)  
第十四條 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。  
第三條第二項中「第十條第一項」を「第四條第三項」と、「定められた森林基本計画」を「たてられた全国森林計画」に改め、同條第二項中「第十條第一項」を「第四條第三項」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)  
第十五條 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。  
第二十二條第一項中「森林法第三十四條第一項」を「森林法第三十四條第二項」に改める。

第三十四條第一項中「森林法第三十四條第二項」を「森林法第三十四條第一項」に改め、同條第三十四條第一項若しくは同條第三十四條第一項(同法第四十四條において準用する場合を含む。)を「森林法第三十四條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第四十四條

第三十四條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第四十四條

第三十四條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第四十四條

第三十四條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第四十四條

第三十四條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第四十四條

第三十四條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第四十四條

第三十四條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第四十四條

第三十四條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第四十四條

第三十四條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第四十四條

において準用する場合を含む。に改める。

第十六条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八号第三号中「森林基本計画を、全国森林計画に改める。

理由

最近における林業の動向及び森林資源の状況にかんがみ、森林資源の弾力的効率的な運用を図るため、森林計画制度を改善し、保安林及び保安施設地区の区域内の森林以外の民有林に係る伐採許可制度を廃止するとともに新たに森林施業の勧告制度を設け、あわせて保安施設に関する制度を整備改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事田口長治郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田口長治郎君登壇〕

○田口長治郎君 たいいま議題となりました内閣提出、森林法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

現行の森林法は、森林計画、保安林その他森林に関する基本的事項及び森林所有者の協同組織に関する制度を定めて、森林の保護培養と森林生産力の増進をはかることにより、国土の保全

と国民経済の発展に資することを目的として昭和二十六年に制定されたものであります。その後十年を経た近時ににおいては、国民経済の発展とともに木材に対する需要構造はもちろんで、森林資源の状況も大きく変化しつつあることは御存じの通りであります。これに即応するための林業基本制度を確立し、もって、森林資源の保護培養と国土保全上の諸施策を弾力的かつ効率的に運用しようとして、本案が提出されたのであります。

その主たる内容について申し上げます。第一に、現行の森林計画制度を廃止して、農林大臣は林産物に関する長期見通しを立て、これに即して全国森林計画を定め、都道府県知事は、全国森林計画に即して地域森林計画を定めるという制度を採用したこと、第二に、伐採許可制度を廃止し、これにかえて立木を伐採するときは、都道府県知事に伐採の届出をすることとしたほか、都道府県知事は、必要に応じ施業の勧告ができるようにしたこと、第三に、農林大臣は、指定保安林につき必要最小限の指定施業要件を定めて森林所有者等に通知し、都道府県知事は、この指定施業要件に従って伐採を許可し、または植栽を命ずることとしたこと、第四に、民有保安林の所有者等に対し、農林大臣及び都道府県知事は、有効な指導援助をするほか、都道府県知事は、保安林台帳、保安施設地区台帳を調製保管することとしたこと、第五に、中央森林審議会に特別な事項を調査審議するための臨時委員十名を置くことができるようにしたこと等であります。

本案は、二月十二日に付託され、二月十四日に提案理由の説明を聞き、三月二日及び六日から八日までの四日間 にわたり質疑を行ない、八日、質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案には林業の基本政策の確立につき、生産対策等八項目にわたる附帯決議が付されていることを申し添えておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第九 簡易保険郵便年金福祉事業団法案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第九、簡易保険郵便年金福祉事業団法案を議題といたします。

簡易保険郵便年金福祉事業団法案 右 昭和三十七年一月二十五日 内閣総理大臣 池田 勇人

簡易保険郵便年金福祉事業団法案 目次

第一章 総則(第一条―第七条) 第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)

第三章 業務(第十九条、第二十条)

第四章 財務及び会計(第二十一条―第三十条)

第五章 監督(第三十一条、第三十二条)

第六章 雑則(第三十三条―第三十六条)

第七章 罰則(第三十七条―第三十九条)

附則 第一章 総則

第一条(目的) 簡易保険郵便年金福祉事業団は、簡易生命保険及び郵便年金の負う使命の達成に資するため、簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうことを目的とする。

第二条(法人格) 簡易保険郵便年金福祉事業団(以下「事業団」という)は、法人とする。

第三条(事務所) 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、郵政大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第四条(資本金) 事業団の資本金は、四億三千八百万円と附則第六条第一項の規定により政府から出資があつたものとされる額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府からの出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記) 第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限) 第六条 事業団でない者は、簡易保険郵便年金福祉事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用) 第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限) 第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

四五一

(役員)の任命

第十條 理事長及び監事は、郵政大臣が任命する。  
2 理事は、理事長が郵政大臣の認可を受けて任命する。

(役員)の任期

第十一條 役員は、三年とする。

2 役員は、再任されることができ、  
る。

(役員)の欠格事項

第十二條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。  
一 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)

(役員)の解任

第十三條 郵政大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたとき、その役員を解任しなければならない。

第十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第十五條 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

第十六條 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員)の任命

第十七條 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員)の公務員たる性質  
第十八條 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第十九條 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。  
一 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第六十八條第一項及び郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)第四十二條第一項に規定する施設のうち、老人福祉施設、診療施設、保養施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なうこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務方法書)

第二十條 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、郵政省令で定める。

第四章 財務及び会計

第二十一條 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)  
第二十二條 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十三條 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」といふ)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を郵政大臣に提出するとき、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)  
第二十四條 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)  
第二十五條 事業団は、郵政大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、郵政大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(交付金)

第二十六條 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第十九條第一号の業務のうち同号に規定する施設の運営に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)  
第二十七條 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。  
一 国債その他郵政大臣の指定する有価証券の取得  
二 郵便貯金又は銀行その他郵政大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)  
第二十八條 事業団は、郵政省令で定める財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、郵政省令で定める場合を除き、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)  
第二十九條 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、郵政大臣の承認を受けなければならない。

(郵政省令への委任)

第三十條 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、郵政省令で定める。

第五章 監督

第三十一条 事業団は、郵政大臣が監督する。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十二条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して報告を求め、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(連絡等)

第三十三条 事業団は、簡易生命保険又は郵便年金の加入者の意見が業務の運営に反映できるよう、その業務の運営に關し、随時当該加入者の利益を代表すると認められる者の意見を聞く等適切な措置をとるものとする。

2 事業団は、その業務の運営については、郵便局と密接に連絡するものとする。

3 郵便局は、事業団に対し、その業務の運営について協力するよう努めるものとする。

(解散)

第三十四条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十五条 郵政大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十条第一項、第二十二條、第二十五条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十八條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十条第二項、第二十八条又は第三十条の規定により郵政省令を定めようとするとき。

三 第二十三条第一項又は第二十九条の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第三十六条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第三十七条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団は役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により郵政大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十一条第二項の規定による郵政大臣の命令に違反したとき。

第三十九条 第六條の規定に違反して簡易保険郵便年金福祉事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二條及び附則第十三條の規定は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 郵政大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法

律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 郵政大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前條第三項の規定による事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(権利及び義務の承継)

第五条 事業団の成立の際、簡易生命保険法第六十八條第一項及び郵便年金法第四十二條第一項に規定する施設のうち政令で定めるものの設置及び運営に關し、現に国が有する権利及び義務は、事業団の成立の時に於いて、事業団が承継する。

(設立に際しての出資)

第六条 前條の規定により事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際その承継される権利に係る郵政事業特別会計に屬する土地、建物、船舶、物

品その他の財産であつて政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

2 前項の規定による出資の目的とされる同項の財産の価額は、事業団の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他同項の規定による評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(土地等をその目的とする出資)

第七条 政府は、当分の間、必要があるとき認めるときは、第四條第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵政事業特別会計又は簡易生命保険及郵便年金特別会計に屬する土地、建物その他土地の定着物、船舶又は物品を出資の目的として、事業団に追加して出資することができる。

2 前項の規定により出資の目的とする同項の財産の価額は、その出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 第四條第三項の規定は、第一項の規定による政府からの出資があつた場合に準用する。

4 前條第三項の規定は、第二項の評価委員その他同項の規定による評価について準用する。

(非課税)

第八条 附則第六條第一項又は前條第一項の規定により政府から出資されたものとされ、又は出資される場合における当該出資の目的とする財産の当該出資に係る移転に

伴う登記若しくは登録又は当該出資の目的とする不動産若しくは船舶の当該出資に係る取得については、登録税又は不動産取得税を課することができない。  
(経過規定)

第九条 この法律の施行の際現に簡易保険郵便年金福祉事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第六条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十条 事業団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。  
(簡易生命保険法の一部改正)

第十二条 簡易生命保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 被保険者の保健施設(第六十八條)」を「第四章 加入者福祉施設(第六十八條)」に改める。

第四章 加入者福祉施設  
(加入者福祉施設)  
第六十八條 郵政大臣は、保険契約者、被保険者及び保険金受取人(以下「加入者」といふ)の福

祉を増進するため必要な施設を設けることができる。

2 前項の施設は、加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進すると認められる場合には、加入者以外の者に利用させることができる。

3 第一項の施設に要する費用は、国の負担とする。ただし、その一部は、郵政省令で定めるところにより当該施設の利用者の負担とすることができる。

4 郵政大臣は、第一項の施設のうち、簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十三年法律第一号)第十九條第一号に規定するものの設置及び運営を簡易保険郵便年金福祉事業団に行なわせるものとする。

(郵便年金法の一部改正)  
第十三条 郵便年金法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 年金受取人等の福祉施設(第四十二條)」を「第四章 加入者福祉施設(第四十二條)」に改める。

第四章 加入者福祉施設  
(加入者福祉施設)  
第四十二條 郵政大臣は、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人及び返還金受取人(以下「加入者」といふ)の福祉を増進するため必要な施設を設けることができる。

2 前項の施設は、加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進すると認められる場合に

は、加入者以外の者に利用させることができる。

3 第一項の施設に要する費用は、国の負担とする。ただし、その一部は、郵政省令で定めるところにより当該施設の利用者の負担とすることができる。

4 郵政大臣は、第一項の施設のうち、簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十三年法律第一号)第十九條第一号に規定するものの設置及び運営を簡易保険郵便年金福祉事業団に行なわせるものとする。

(簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部改正)  
第十四条 簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第三條中「保健施設委託費」を「簡易保険郵便年金福祉事業団へノ出資金及交付金」に改める。

第四條中「返還金其ノ他ノ諸費及」を「返還金、簡易保険郵便年金福祉事業団へノ出資金及交付金其ノ他ノ諸費並ニ」に改める。

第十五條の次に次の二條を加える。

第十六條 簡易保険郵便年金福祉事業団法附則第七條第一項ノ規定ニ依リ本会計ノ保険勘定又ハ年金勘定ニ属スル土地等ヲ出資ノ目的トシタルトキハ当該出資ニ因ル権利ハ当該各勘定ノ所屬トス  
第十七條 簡易保険郵便年金福祉事業団法附則第六條第一項又ハ附則第七條第一項ノ規定ニ依リ

郵政事業特別会計ニ属スル資産ガ簡易保険郵便年金福祉事業団ニ対シ出資セラレタルモノト為サレ又ハ出資ノ目的ト為サレタルトキハ当該出資ハ政令ヲ以テ定ムルトコロニ依リ本会計ノ保険勘定又ハ年金勘定ヨリ為サレタルモノト看做シ当該出資ニ因ル権利ハ之ヲ本会計ニ帰属セシメ夫々当該各勘定ノ所屬トス  
(郵政事業特別会計法の一部改正)  
第十五條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十三年法律第一号)附則第六條第一項又は附則第七條第一項の規定により、この会計に属する資産が簡易保険郵便年金福祉事業団に対し出資されたものとされ、又は出資の目的とされたときは、その出資の日現在において、郵政大臣の定めるところにより、この会計の資本の金額及び資産の価額を整理し、これに應ずる計理を行なうものとする。

(登録税法の一部改正)  
第十六條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「雇用促進事業団」の下に、「簡易保険郵便年金福祉事業団」を加える。

第二十條 地方税法(昭和二十五年

中「雇用促進事業団」の下に、「簡易保険郵便年金福祉事業団」を加え、同条に次の一号を加える。

三十 簡易保険郵便年金福祉事業団ガ簡易保険郵便年金福祉事業団法第十九條第一号ノ施設ノウチ老人福祉施設、診療施設又ハ保養施設ノ用ニ供スル建物、土地又ハ船舶(専ラ診療ノ用ニ供スルモノニ限ル)ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記  
(印紙税法の一部改正)

第十七條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ十一ノ次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ六 簡易保険郵便年金福祉事業団ノ発スル證書、帳簿  
(所得税法の一部改正)

第十八條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の十を次のように改める。

四の十 年金福祉事業団及び簡易保険郵便年金福祉事業団  
(法人税法の一部改正)  
第十九條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「年金福祉事業団」の下に、「簡易保険郵便年金福祉事業団」を加える。  
(地方税法の一部改正)  
第二十條 地方税法(昭和二十五年

昭和三十七年三月九日 衆議院會議録第二十二号 簡易保険郵便年金福祉事業団法案 医療金融公庫法の一部を改正する法律案

法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「年金福祉事業団」の下に「簡易保険郵便年金福祉事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十四 簡易保険郵便年金福祉事業団が簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十七年法律第 号)第十九条第一号に規定する診療施設において直接その用に供する不動産

第三四四十八条第二項に次の一号を加える。

二十 簡易保険郵便年金福祉事業団が簡易保険郵便年金福祉事業団法第十九条第一号に規定する診療施設において直接その用に供する固定資産

(行政管理庁設置法の一部改正) 第二十一条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二号中「年金福祉事業団」の下に「簡易保険郵便年金福祉事業団」を加える。

(郵政省設置法の一部改正) 第二十二号 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二十号を次のように改める。  
二十 法令の定めるところに従い、簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設を設けること。

第四十条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 法令の定めるところに従い、簡易保険郵便年金福祉事業団を監督すること。  
第十号第二十号を次のように改める。

二十 保険年金の加入者福祉施設を設けること。  
第十号第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 簡易保険郵便年金福祉事業団を監督すること。  
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項本文中「年金福祉事業団」の下に「簡易保険郵便年金福祉事業団」を加える。

理由

簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設の設定及び運営を適切かつ能率的に行なうため、簡易保険郵便年金福祉事業団を設立し、その組織、業務、財務、会計等に関し所要の規定を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長佐藤虎次郎君。

[報告書は本号末尾に掲載]

〔佐藤虎次郎君登壇〕

○佐藤虎次郎君 ただいま議題となりました簡易保険郵便年金福祉事業団法案に關し、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告申し上げます。

この法律案は、去る一月二十五日内閣から提出されたものでありますが、その目的とするところは、簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設の設定及び運営を適切かつ能率的に行なうために、簡易保険郵便年金福祉事業団を設立しようとするものであります。

その内容といたしましては、第一に、事業団の業務は、簡易保険及び郵便年金の加入者に対する福祉施設のうち、老人福祉施設、診療施設及び保養施設等で政令で定めるもの設置及び運営を行なうものとする。第二に、事業団は法人とし、政府の現金出資額四億三千八百万円と、既存の簡易保険診療所、加入者ホーム等の現物出資額との合計額をもって当初資本金とする。第三に、事業団の役員として、理事長一人、理事三人以内、監事一人を置き、その任期はそれぞれ三年とする。第四に、政府は予算の範囲内で、事業団に対し、業務に要する費用の一部を交付するとともに、事業団の予算その他特定の事項については、郵政大臣の認可または承認を要すること。第五に、郵政大臣は、事業団を監督し、また、事業団の予算の認可等一定の場合には、大蔵大臣と協議すること。第六に、事業団の設立に關連して、必要な簡易生命保険法等の關係法律の改正を行なつたこと等がそのおもなものであります。

なお、施行期日は、附則の一部を除き、公布の日となっております。委員会におきましては、本案の付託を受けまして以来、慎重審議を重ねたのであります。その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

かくして、委員会は、三月八日、本案に対する質疑を終了し、引き続き討論を行なつたのであります。その際、日本社会党を代表して栗原俊夫君は本案に反対の意見を、また、自由民主党を代表して佐藤洋之助君、民主社会党を代表して受田新吉君は、いずれも本案に賛成の意見を述べられ、次いで、採決の結果、多数をもって本案を可決いたしました次第であります。

以上をもって、御報告を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第十 医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第十、医療金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

右 内閣提出する。

昭和三十七年一月二十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「三十億円」を「五十五億円」に改める。

第八条、第九条第一項及び第二項、第十条、第十四条並びに第十五条中「理事長を」を「総裁」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際医療金融公庫(以下「公庫」といふ。)の理事長である者は、その際改正後の医療金融公庫法(以下「新法」といふ。)第十条第一項の規定により公庫の

總裁として任命されたものとみなす。

3 前項に規定する公庫の總裁の任期は、新法第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が公庫の理事長として在任した期間を控除した期間とする。

理由

医療金融公庫の資本金を増額し、及び同公庫の理事長を總裁に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事柳谷清三郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔柳谷清三郎君登壇〕

○柳谷清三郎君 たいま議題となりました医療金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法は、第三十四回国会で制定され、私立の病院、診療所等に対する専門の金融機関として、昭和三十五年七月から業務を開始しているものであります。その貸付金額は、昭和三十五年度は二十九億五千万円、昭和三十六年度は七十億円でありますが、公庫に対

する借入れ希望の申し込みは、なお非常に多いのであります。

今回の改正点は、第一に、医療金融公庫の資本金を、現在三十億円でありますのを、二十五億円増加して五十五億円に改めることとあります。そして、この二十五億円のほかに、資金運用部からの借入金五十九億円と貸付回収金の六億円、以上合計九十億円をもって、昭和三十七年度における医療金融公庫の貸付額としておるのであります。また、理事長を總裁と改めるのが、改正の第二点であります。

本案は、一月二十六日本委員会に付託となり、三月八日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五十八分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 池田 勇人君
- 法務大臣 植木 庚子郎君
- 外務大臣 小坂 善太郎君
- 文部大臣 荒木 萬壽夫君
- 厚生大臣 灘尾 弘吉君
- 郵政大臣 追水 久常君
- 自治大臣 安井 謙君
- 出席政府委員
  - 厚生省医務局長 川上 六馬君
  - 農林政務次官 中馬 辰猪君
  - 郵政省簡易 板野 學君
  - 保険局長

朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任)

一、昨八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

- 栗林 三郎君 西尾 末廣君
- 山中 吾郎君
- 山中方政委員 北山 愛郎君
- 渡辺 惣蔵君
- 法務委員
  - 松本 一郎君 片山 哲君
  - 田中幾三郎君 椎名悦三郎君
  - 田中幾三郎君 椎名悦三郎君
  - 佐々木良作君
  - 外務委員
    - 正示啓次郎君 受田 新吉君
    - 文教委員 前田 榮之助君
    - 農林水産委員 川俣 清音君
    - 有馬 輝武君
    - 農工委員 北山 愛郎君
    - 北山 愛郎君 渡辺 惣蔵君

建設委員

- 徳安 實蔵君 兒玉 末男君
- 田中幾三郎君 古井 喜實君
- 片山 哲君
- 決算委員
  - 久保田藤麿君 椎名悦三郎君
  - 古井 喜實君 中澤 茂一君
  - 松前 重義君 徳安 實蔵君
  - 牧野 寛索君 松本 一郎君
- 議院運営委員
  - 佐々木良作君 田中幾三郎君

(常任委員補欠選任)

一、昨八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

- 山中 吾郎君 受田 新吉君
- 柳田 秀一君
- 山中方政委員 北山 愛郎君
- 渡辺 惣蔵君
- 法務委員
  - 椎名悦三郎君 田中幾三郎君
  - 佐々木良作君 松本 一郎君
  - 片山 哲君
  - 外務委員
    - 木村 公平君 西尾 末廣君
    - 文教委員 松前 重義君
    - 農林水産委員 粟林 三郎君 永井勝次郎君
    - 農工委員 渡辺 惣蔵君 北山 愛郎君
    - 建設委員 古井 喜實君 中澤 茂一君

片山 哲君 徳安 實蔵君

田中幾三郎君

- 田中幾三郎君
- 決算委員
  - 牧野 寛索君 松本 一郎君
  - 徳安 實蔵君 森本 靖君
  - 久保 三郎君 古井 喜實君
  - 久保田藤麿君 椎名悦三郎君
- 議院運営委員
  - 田中幾三郎君 佐々木良作君

(特別委員辞任)

一、昨八日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

西村 直己君

(特別委員補欠選任)

一、昨八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

首藤 新八君

(議案提出)

一、昨八日議員から提出した議案は次の通りである。

自転車競技法等を廃止する法律案 (田中武夫君外十一名提出)

競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案 (田中武夫君外十一名提出)

日本固有の北方領土回復に関する決議案 (福田一君外十名提出)

沖繩及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議案 (福田一君外十名提出)

昭和三十七年三月九日 衆議院會議録第二十二号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

四五八

一、昨八日内閣から提出した議案は次の通りである。

学校法人紛争の調停等に関する法律案

石油案法案

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案

鉢山保安法の一部を改正する法律案

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

(委員会審査省略要求書受領)

一、昨八日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

日本固有の北方領土回復に関する決議案

福田一君外十名

沖繩及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議案

福田一君外十名

(議案受領)

一、昨八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

輸出保険法の一部を改正する法律案

家庭用品品質表示法案

地方公務員共済組合法案

(議案付託)

一、昨八日委員会に付託された議案は次の通りである。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案(内閣提出第二二三号)

地方行政委員会 付託

学校法人紛争の調停等に関する法律案(内閣提出第二二二号)

文教委員会 付託

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

商工委員会 付託

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

運輸委員会 付託

一、昨八日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一八号)(予)

家庭用品品質表示法案(内閣提出第二一九号)(予)

以上二件 商工委員会 付託

(議案送付)

一、昨八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

国民生活研究所法案

(議案撤回)

一、昨八日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があつた。

沖繩の祖国復帰に関する決議案(山本幸一君外三名提出)

沖繩及び小笠原諸島における施政権の復帰並びに日本固有の北方領土原状回復に関する決議案(江崎真澄君外九名提出)

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

1 参事の定数を二人増員すること。

重要な省務に關し、自治大臣に意見を申し述べることとなつてゐる参事の定数は、現在地方公共団体の長及び議会の議長の全国的連合組織の代表六人及び学識経験者四人の十人であるが、最近における国及び地方を通ずる長期経済計画に關する地方行政の進展に伴い、この方面に識見の高い専門家を加える必要があるので、参事の定数を二人増員して十二人以内に変更すること。

2 定員を三十三人増員して次のとおりに変更すること。

本省 三四九人(新規増一人、定員外職員の定員化八人、計二六人の増員)

消防庁 一四七人(新規増二人、定員外職員の定員化五人、計七人の増員)

合計 四九六人

二 議案の可決理由

本案は、自治行政の円滑な運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約一千四十二万七千円が昭和三十七年度一般会計歳出予算に計上されてゐる。

右報告する。

昭和三十七年三月八日

内閣委員長 中島 茂喜

衆議院議長 清瀬一郎殿

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主たる改正点は、次のとおりである。

1 国立科学博物館に自然科学研究センターとしての機能を営ませるよりにするため、同館の自然史関係の研究部門を拡充整備するとともに、従来文部本省

で管理、運営してきた国立自然教育園を同館の附属機関とすること。

2 国立近代美術館の一般公衆への供覧事業をさらに推進するため、同館に分館を設け得ることとする。

3 著作権制度全般にわたり再検討を行なうため、現行の著作権審議会に代えて、新たに、著作権制度の重要な事項について調査審議し、あわせて現行の著作権法に基づく著作物使用料の審査等特定事項を審議する著作権制度審議会を設けること。

4 国立高等専門学校の新設、理工系学生の増員に伴う教職員増員等のほか、定員外職員の定員化のため、文部省の職員を八、四一人増員して次のように改めること。

本省 八二、五七六人、うち八〇、四三六人は国立学校の職員とする。(新規増二、七七八人、うち二、二八八人は国立学校の職員。定員化五、五六一人、うち五、四五二人は国立学校の職員。計八、三三九人の増員。)

文化財保護委員会 五八三人(新規増二人。定員化七〇人。計七二八人の増員。)

合計 八三、一五九人

なお、施行期日は本年四月一日としてゐる。

二 議案の可決理由

本案は、文部行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、十三億十二万八千円が昭和三十七年度一般会計予算に計上されてゐる。

右報告する。

昭和三十七年三月八日

内閣委員長 中島 茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

民法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十二年新民法施行後今日までの同法の運用の実情にかんがみ、さしあたり根本問題にわたらない事項で、現行規定の解釈に疑義があると思われるもの等について改正しようとするものである。

改正点の主なるものは、

第一 危難失踪の場合における失踪期間を一年に短縮し、かつ、失踪者が死亡したとみなす時期

を危難の終わった時としたこと。

第二 死亡した数人の死亡の先後

が明らかでないときは、これらの者は同時に死亡したものと推定するものとしたこと。

第三 養子が十五歳未満の場合における離縁の協議者を明確にしたこと。

第四 後見人の解任の請求権者に

検察官を加え、家庭裁判所の職権による後見人の解任を認められたこと。

第五 被相続人の孫以下の直系卑

属は、すべて代襲相続によつて相続するものとしたこと。

第六 相続の放棄をした者は、初

めから相続人とならなかつたものとみなすものとしたこと。

第七 相続人不存在の場合におけ

る相続権を主張すべき旨の公告の最短期間を六か月に短縮したこと。

第八 相続人が存在しない場合に

は、家庭裁判所の裁量によつて、被相続人と特別の縁故があつた者に、相続財産の全部又は一部を与えるみちを開いたこと。

二 議案の可決理由

昭和二十二年新民法が第一回国会で可決された際、同法は将来で

要があることと認める旨の附帯決議がなされたこと並びに同法施行後今日までの運用の実情にかんがみ、

現行の規定の解釈に疑義があつて実務上不便を来たしている点等を改正しようとするもので、妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年三月八日

法務委員長 河本 敏夫

衆議院議長清瀬一郎殿

建物の区分所有等に関する法律

案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

最近、中高層建物の増加にともない、共同建築やアパートの分譲等により建物を区分して所有する事例が次第に増加する傾向にあるが、建物の区分所有に関する民法の規定は、はなはだ不備であるので、建物の区分所有関係及びこれと関連のある事項について単行法を制定しようとするものである。

本案の主なる内容は、

第一 一むねの建物のうち、構造上区分された部分であつて、独立して住居その他建物としての用途に供することのできるものに限り、区分所有権を認めること。

第二 区分所有者の全員又は一部が共同で使用する廊下、階段室など、区分所有権の目的とならない建物の部分及び機械室、集会所など、区分所有者の全員又は一部が合意によつて共同で利用すべきものと定めた建物の部分は、原則として、区分所有者の全員又は一部に共有に属することとする。

第三 区分所有権の目的たる建物の

部分を除去する権利を有する者は、その建物の部分を自己に充て渡すべき旨の請求をすることができるとすること。

第四 共用部分及び建物の敷地の

維持管理に關し、管理者、規約及び集会に關する規定を設けること。

第五 管理者、規約及び集会に關

する規定は、これを、一団地内の建物所有者が、その団地内の土地又は施設を共有している場合に準用すること。

二 議案の可決理由

最近、共同建築やアパートの分譲等により、建物を区分して所有する事例が次第に増加する傾向にあり、この傾向は、都市の再開発に關する各種の施策、なかんずく市街地改造法や防災建築街区造成法の実施によつて、今後ますます

推進される機運にある。しかるに、区分所有に關する民法の規定は第二百八条ただ一か条があるにすぎずはなはだ不備であるので、

本案は、建物の区分所有関係及びこれと関連のある事項について単行法を制定し、あわせて関係法律に所要の整理を加えようとするもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年三月八日

法務委員長 河本 敏夫

衆議院議長清瀬一郎殿

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に

關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の内容は次の通りである。第一 民事訴訟の当事者及び証人並びに刑事訴訟の証人の日当の最高額を現行の三百円から千円に増額すること。

第二 国家公務員等の旅費に關する

法律の改正の例に準じ、民事訴訟の当事者、証人、鑑定人等の止宿料、刑事訴訟の証人、鑑定人等の宿泊料及び執行吏の宿泊料の最高額を特別区に存する地等においては現行の千二百二十円を千五百円にその他の地に

おいては現行の九百八十円を千二百円にそれぞれ増額すること。

第三 恩給法等の改正の例に準じ、執行吏の恩給を増額すること。

二 議案の可決理由

今回の証人等の日当増額の改正は、昨年第三十八回国会において、同趣旨の本法改正案に対し、当委員会でも可決された三党共同提案の附帯決議の趣旨に添りものであつて適切な措置であり、なお、宿泊料、恩給の増額は、一般公務員の例に準じたもので妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度裁判所予算に千二百六十一万七千円を計上している。

右報告する。

昭和三十七年三月八日

法務委員長 河本 敏夫

衆議院議長清瀬一郎殿

森林法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行の森林法は、森林の保護培養と生産力の増進を図ることにより、国土保全ないしは国民経済の発展に資することを目的として昭

和二十六年に制定されたものである。その後十年を経た近時における経済の成長発展に伴い木材の需要構造は勿論、森林資源の状況も大きく変化してきている現状にかんがみ、それに即応するための制度を確立しようとして、この際、森林資源の保護培養と国土保全上の諸施策を弾力的効率的に運用する必要がある、本案が提出されたものである。

その内容の主なるものは次の通りである。

- 一 現行の森林基本計画、森林区画、施業計画及び森林区画実施計画の三段階の計画制度と、普通林の伐採許可制度とを廃止し、その代りとして、農林大臣は重要林産物の需給並びに森林資源の状況に關する長期見通しをたてるとともにこれに即した全国森林計画をたて、更に、都道府県知事は、この全国森林計画に即した地域森林計画をたてること、
- 二 森林所有者等は、この地域森林計画に従つて施業することを旨とし、この地域森林計画を遵守しない場合は、都道府県知事は必要な勧告をすることができることとしたこと。
- 三 森林所有者等は立木を伐採する場合には、あらかじめ、都道

府県知事に伐採の届出をしなければならぬこととしたこと。

四 農林大臣が保安林を指定する際、その保安林につき指定施業要件をも定め、当該森林所有者その他に通知するものとし、この指定施業要件による制限も必要最小限度のものであることとしたこと。

五 保安林の所有者が正当に立木の伐採をしたときは指定施業要件に従つて伐採跡地の植栽をしなければならぬことを義務づけ、もし違反伐採をしたもの及び施業要件に従つて植栽をしないものについては、都道府県知事は、指定施業要件に従つて植栽を命ずることとしたこと。

六 都道府県知事は、民有保安林に標識を設置するとともに、保安林台帳、保安施設地区台帳を調整し、保管することとしたこと。

七 保安林が常にその指定の目的に即して機能することを確保するため、農林大臣、都道府県知事は適切な措置をとるよう努めることとしたこと。

八 中央森林審議会に特別な事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員十人以上をおくこととしたこと。

二 議案の可決理由

最近における国民経済の成長発展とともに、木材需要は増大し、また、その需要構造は勿論、森林資源の状況も変化しているため、この際、林業生産の積極的増大を図るとともに、木材の需要に対する供給を弾力的に対応せしめることは、有効適切な措置と認め、本案は、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案には、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度農林省所管林野庁一般会計に歳出予算とし、保安林整備管理事業費補助金四千四百八万一千円、森林計画樹立費補助金三億二千二百二十万八千円、計三億六千六百二十八万九千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十七年三月八日

農林水産委員長 野原 正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

[別紙]

森林法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、速やかに、林業基本政策に根本的な検討を加え、当面左記事項について適切な措置を講ずべきである。

記

一、生産対策としては、造林事業の積極的実施及び林道事業の拡充整備に努め、補助制度並びに融資制度を改善するとともに、林業に関する試験研究、指導普及事業の拡充を図ること。

二、林業経営改善対策としては、民有林、国有林野の利用の合理化、土地利用区分の明確化及び林業の機械化対策等につき施策の確立を図るとともに、林業経営の協業化について検討すること。

三、流通対策としては、外材輸入、国内木材生産の調整を図り、木材価格の適正化、木材市場制度の改善等、流通機構の近代化並びに木材利用、加工等の合理化を図るとともに、港湾及び貯木施設の整備等輸出入対策の拡充を推進すること。

四、国土保全対策としては、治山事業十か年計画の再検討、国による保安林の買入れ及び保安林配置の合理化等について恒久対策を講ずること。

五、民有林労働者の安定的確保のため、労働条件の改善、社会保障制度の確立等その福祉並びに所得の向上を図ること。  
六、国有林野事業の運営に当たっては直営生産を堅持し、従業員的身

分の安定、労働条件の改善に努めること。

七、中央及び地方の森林審議会の委員については、広く人材の参加を求め、森林計画制度の運営を民主的にすること。

八、森林組合制度について再検討すること。  
右決議する。

簡易保険郵便年金福祉事業団法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうために、簡易保険郵便年金福祉事業団を設立しようとするものであつて、その主要点は次の通りである。

1 事業団の業務は、簡易保険及び郵便年金の加入者に対する福祉施設のうち、老人福祉施設、診療施設及び保養施設等で政令で定めるものの設置及び運営を行なうものとする。

2 事業団は法人とし、政府の現金出資額四億三千八百万円と、既存の簡易保険診療所、加入者ホーム等政府の現物出資にかかる額との合計額をもつて当初資本金とすること。

3 事業団の役員として、理事長一人、理事三人以内、監事一人

を置き、その任期はそれぞれ三年とする。

4 政府は、予算の範囲内で事業団に対し、業務に要する費用の一部を交付するとともに、事業団の予算、事業計画、資金計画、借入金等については、郵政大臣の認可又は承認を要することとする。

5 郵政大臣は、事業団を監督するものとし、また、事業団の予算の認可等一定の場合には、大臣と協議すること。

6 事業団の設立に関連して必要な簡易生命保険法等の関係法律の改正を行なうこと。

7 施行期日は、附則の一部を除き、公布の日とすること。

二 議案の可決理由  
本案の趣旨及び内容は、妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費  
本案実施に伴う経費として、八億八千万円が昭和三十七年度簡易生命保険及び郵便年金特別会計歳出予算に計上されている。  
右報告する。

昭和三十七年三月八日  
通信委員長 佐藤虎次郎  
衆議院議長清瀬一郎殿

医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

医療金融公庫法は、第三十四回国会で制定され、私的医療機関に対する金融機関として昭和三十五年七月に発足した。その資金量は昭和三十五年三十億円、昭和三十六年度七十億円であつたが、なお公庫に対する資金需要が旺盛なため、今回さらにその資金量を増額しようとするものである。  
その要旨は次の通りである。

1 医療金融公庫の資本金三十億円を二十五億円増加して五十五億円に改めること。

この二十五億円のほか、資金運用部からの借入金五十九億円と貸付回収金六億円の合計九十四億円をもつて昭和三十七年度における公庫の貸付額とするものである。

2 理事長を総裁に改めること。

二 議案の可決理由  
私的医療機関の整備をはかるため貸付額を増加することは時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。  
三 本案施行に要する経費  
昭和三十七年度一般会計予算大

蔵省所管において二十五億円を計上している。  
右報告する。

昭和三十七年三月八日  
社会労働 中野 四郎  
委員長  
衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十七年三月九日 衆議院会議録第二十二号 議案に関する報告書

昭和三十七年三月九日 衆議院會議錄第二十二号

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

四六二

|                   |
|-------------------|
| 定価 一部 十五円         |
| (但し良質紙は二十四円)      |
| 郵送料共              |
| 発行所               |
| 東京都新宿区市谷本村町一五     |
| 大蔵省印刷局            |
| 電話九段(33)三十一番(官報課) |